

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

県は、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくため、政府による事態認定の前の段階等における県の初動体制について、以下のとおり定める。

1 緊急事態連絡室等の設置及び初動措置

(1) 富山県緊急事態連絡室等の設置

- ① 県は、武力攻撃事態等[※]となり得る可能性のある情報を把握した場合には、担当課体制又は危機管理連絡会議体制をとる。
- ② 知事は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合には、県としての確かつ迅速に対処するため、富山県緊急事態連絡室（以下「県緊急事態連絡室」という。）を速やかに設置する。県緊急事態連絡室の要員は、県対策本部に準じて構成する。
- ③ 県は、政府による武力攻撃事態等の認定が行われ、他の都道府県に国民保護対策本部の設置の通知があった場合には、事態の状況に応じて、担当課体制又は県緊急事態連絡室体制をとるものとする。
- ④ 県は、県緊急事態連絡室を設置したときは、直ちに事案の発生について、消防庁を経由（県警察本部長においては、警察庁を経由）して内閣官房に連絡する。
- ⑤ 県緊急事態連絡室は、県警察、消防機関、伏木海上保安部、自衛隊等の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、市町村、指定公共機関[※]、指定地方公共機関[※]等の関係機関に対して迅速に情報提供を行う。

(2) 県緊急事態連絡室等における初動措置

- ① 県は、担当課体制又は危機管理連絡会議体制をとったときは、武力攻撃事態等となり得る可能性のある事案にかかる情報収集や関係機関への迅速な情報提供を行う。
- ② 県は、県緊急事態連絡室において、事態に応じて関係機関により講じられる消防法、警察官職務執行法、災害対策基本法[※]等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置[※]についての情報を収集・分析し、被害の最小化を図る。
- ③ 知事は、政府による事態認定[※]が行われ、県に対し、県対策本部の設置の指定がない場合には、必要に応じ国民保護法[※]に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、県対策本部の設置の要請等を行う。

(3) 関係機関等への支援要請

知事は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、国の関係機関や他の都道府県に対し支援を要請する。

2 国民保護対策本部に移行する場合の調整

- (1) 県緊急事態連絡室を設置した後に政府において事態認定[※]が行われ、県に対し、県対策本部を設置すべき県の指定の通知があった場合は、直ちに県対策本部を設置して新たな態勢に移行するとともに、県緊急事態連絡室は廃止する。
- (2) 災害対策基本法[※]は、武力攻撃事態等[※]及び緊急処理事態[※]に対処することを想定した法律ではないことから、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、県対策本部を設置すべき県の指定の通知があった場合には、直ちに県対策本部を設置し、災害対策本部を廃止する。
県対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置が講じられている場合には、すでに講じられた措置に代えて、改めて国民保護法[※]に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行う。

3 市町村における初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

- (1) 市町村は、多数の死傷者の発生や建造物の破壊等の事案を把握した場合には、事態認定前の段階等における初動体制を確立し、県に準じた対応をとるものとする。
- (2) 市町村が「市町村緊急事態連絡室（仮称）」等を設置した後、政府において事態認定が行われ、市町村国民保護対策本部（以下「市町村対策本部」という。）を設置すべき市町村の指定の通知があった場合は、直ちに市町村対策本部を設置し、「市町村緊急事態連絡室（仮称）」等は廃止するものとする。
- (3) (2)の場合において、市町村対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく措置が講じられている場合には、すでに講じられた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。

第2章 県対策本部の設置等

県対策本部を迅速に設置するため、県対策本部を設置する場合の手順や県対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 県対策本部の設置

(1) 県対策本部を設置する場合の手順

- ① 県対策本部を設置すべき県の指定の通知（法第25条）
知事は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）を経由して県対策本部を設置すべき県の指定の通知を受ける。
- ② 知事による県対策本部の設置（法第27条）
指定の通知を受けた知事は、直ちに県対策本部を設置する（※事前に県緊急事態連絡室を設置していた場合は、県対策本部に切り替えるものとする（前述））。
- ③ 県対策本部の連絡等
知事は、県対策本部を設置したときは、県議会に県対策本部を設置した旨を連絡する。
また、県は、直ちに、隣接県、市町村、関係指定公共機関[※]、指定地方公共機関[※]に対して、県対策本部を設置した旨を通知する。
- ④ 県対策本部員及び県対策本部職員の参集
県対策本部担当者は、県対策本部員、県対策本部職員等に対し、県対策本部に参集するよう連絡する。
- ⑤ 県対策本部の開設
県対策本部担当者は、県庁4階大会議室及び4階大ホールに県対策本部を開設するとともに、県対策本部に必要な各種システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、ファクシミリ、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。
- ⑥ 交代要員等の確保
県は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。
- ⑦ 本部の代替機能の確保
県は、県対策本部が被災した場合等県対策本部を県庁内に設置できない場合は、事態の状況を勘案して、県警本部、総合庁舎、広域的な防災拠点施設等の中から、本部を設置すべき施設を決定する。
また、県の区域を越える避難が必要で、区域内に県対策本部を設置することができない場合には、避難先地域[※]を管轄する知事と県対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 県対策本部を設置すべき県の指定の要請等 (法第26条)

知事は、県が県対策本部を設置すべき県の指定が行われていない場合において、県における国民保護措置^{*}を総合的に推進するために必要があると認める場合には、内閣総理大臣に対し、消防庁を経由して県対策本部を設置すべき県の指定を行うよう要請する。県内の市町村の長から、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定を行うよう要請があった場合も、同様とする。

(3) 県対策本部の組織構成 (法第28条)

県対策本部の組織構成は、防災に関する体制に準じ、以下のとおりとする。

資料編 (12. 県国民保護対策本部に関する資料)

【県対策本部の組織構成】



(4) 県対策本部における広報等

県は、武力攻撃事態等^{*}において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、県民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、県対策本部における広報広聴体制を整備する。

① 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を行う「広報責任者」を設置する。

② 広報手段

テレビ・ラジオへの資料提供、広報紙、ケーブルテレビ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ、新聞広報等のほか様々な手段を活用して、住民等に迅速に正確な情報を提供できる体制を整備する。

③ 留意事項

ア) 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時期を逸することのないよう迅速に対応する。

イ) 県対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、知事自ら記者会見を行う。

(5) 県現地対策本部の設置 (法第28条)

知事は、武力攻撃事態[※]の状況に応じ必要と認める地域等において、市町村対策本部や指定地方公共機関[※]等との連絡及び調整等をきめ細かく行う必要がある場合等で、県対策本部の事務の一部を行うため必要があると認めるときは、県現地対策本部を設置する。

県現地対策本部長や県現地対策本部員は、県対策副本部長、県対策本部員その他の職員のうちから県対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

知事又は市町村長は、国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関(消防機関、県警察、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。)の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。

(7) 県対策本部長の権限 (法第29条)

県対策本部長は、その区域における国民保護措置[※]を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施にあたっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

① 県の区域内の国民保護措置に関する総合調整

県対策本部長は、県の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、県及び関係市町村並びに関係指定公共機関[※]及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うことができる。

また、市町村対策本部長から総合調整の実施を要請された場合において、必要があると認める場合は、所要の総合調整を行うことができる。

この場合において、県対策本部長が行う総合調整については、国民保護法[※]の規定に基づき必要な範囲内で行うものとし、市町村並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性及び自立性に配慮する。

② 国の対策本部長に対する総合調整の要請

県対策本部長は、国の対策本部長に対して、指定行政機関[※]及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請することができる。

この場合において、県対策本部長は、消防庁を窓口として要請を行うこととし、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③ 職員の派遣の求め

県対策本部長は、国民保護措置[※]の実施に関し、指定行政機関[※]又は指定公共機関[※]と緊密な連絡を図る必要があると認めるときは、指定地方行政機関[※]の長（当該指定地方行政機関がないときは、当該指定行政機関の長）又は当該指定公共機関に対し、その指名する職員を派遣するよう求めることができる。また、防衛大臣に対して、その指定する職員の県対策本部会議への出席を求めることができる（自衛隊の連絡員の派遣）。

④ 情報の提供の求め

県対策本部長は、国の対策本部長に対し、県の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求めることができる。

この場合、県対策本部長は、消防庁を窓口として情報の提供を求める。

⑤ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

県対策本部長は、総合調整を行うに際して、関係機関に対し、県の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

⑥ 県警察及び県教育委員会に対する措置の実施の求め

県対策本部長は、県警察及び県教育委員会に対し、県の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

この場合において、県対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 県対策本部の廃止（法第30条）

知事は、内閣総理大臣から県対策本部を設置すべき県の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、県対策本部を廃止するとともに、隣接県、市町村、関係指定公共機関及び指定地方公共機関[※]に通知する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

県は、インターネット、L GWAN[※]（総合行政ネットワーク）、テレビ電話等の固定系通信回線の利用若しくは携帯電話、衛星携帯電話[※]、移動系防災行政無線[※]等の移動系通信回線又は臨時回線の設定等により、市町村の対策本部、避難先地域[※]等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

県は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

県は、武力攻撃事態等[※]における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域[※]等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

(4) 市町村における通信の確保

市町村は、県における通信の確保に準じ、通信の確保を行うものとする。

第3章 関係機関相互の連携

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、他の都道府県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と県との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国の対策本部との連携

(1) 国の対策本部との連携

県は、国の対策本部と密接な連携を図る。この場合において県は、原則として、消防庁を通じ、各種の調整や情報共有等を行う。

(2) 国の現地対策本部との連携

県は、国の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。

(3) 武力攻撃事態等合同対策協議会への参加

県は、国の現地対策本部長により国の現地対策本部と関係地方公共団体の国民保護対策本部等による武力攻撃事態等合同対策協議会が開催された場合には、国民保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する国民保護措置について相互に協力する。

2 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請

(1) 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請（法第11条）

県は、国民保護措置[※]を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関[※]の長又は指定地方行政機関[※]の長に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、県は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

資料編（13-1「関係機関の連絡先一覧」）

(2) 市町村からの措置要請（第16条）

県は、市町村から要請を行うよう求められたときは、その求めの趣旨を勘案し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関への要請を行うなど適切な措置を講ずる。

3 緊急消防援助隊等の応援要請

知事は、大規模、特殊な災害が発生し、県内の消防機関だけでは対応が困難な場合、消防庁長官に対して緊急消防援助隊[※]等の応援を要請する。

4 自衛隊の部隊等の派遣要請等**(1) 自衛隊の部隊等の派遣要請等**（法第15条、第20条、第28条）

① 知事は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、防衛大臣に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請する。（国民保護等派遣[※]）

要請を行う場合には、次の事項を明らかにするとともに、文書により行う。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話その他の通信手段により行う。

資料編（13-1「関係機関の連絡先一覧」、14-6「自衛隊の国民保護等派遣要請依頼書」）

ア 武力攻撃災害[※]の状況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容（※）

エ その他参考となるべき事項

（※）想定される自衛隊の国民保護措置の内容は次のとおり。

- ① 避難住民の誘導（誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等）
- ② 避難住民等[※]の救援（食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索及び救出等）
- ③ 武力攻撃災害への対処（被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、NBC攻撃[※]による汚染への対処等）
- ④ 武力攻撃災害の応急の復旧（危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等）

② 知事は、市町村長から、当該市町村の区域に係る国民保護措置[※]を円滑に実施するため特に必要があるとして要請の求めを受けたときは、その必要性等を総合的に勘案し、防衛大臣に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請する。

③ 知事は、国民保護等派遣[※]を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、県対策本部の連絡員等を通じて緊密な意思疎通を図る。

5 他の都道府県に対する応援の要求、事務の委託**(1) 都道府県間の応援**（法第12条）

① 県は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の都道府県に対して応援を求める。

- ② 県が他の都道府県に対し応援を求めた場合及び求めに応じ応援を実施する場合には、国の対策本部における適切な措置の実施（関係行政機関による措置の実施、総合調整や応援の指示等）に資するため、併せてその内容について消防庁を通じて国の対策本部に連絡を行う。ただし、県公安委員会が、警察法第60条の規定に基づき警察庁又は他の都道府県警察に対して援助の要求をしようとするときは、あらかじめ必要な事項を警察庁に連絡する。
- ③ 応援を求める都道府県との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、応援を求める際の活動の調整や手続については、その相互応援協定等に基づき行う。

(2) 事務の一部の委託（法第13条）

- ① 県が、国民保護措置[※]の実施のため、事務又は事務の一部を他の都道府県に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
- ア 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- イ 委託事務に要する経費の支弁の方法、その他必要な事項
- ② 他の都道府県に対する事務の委託を行った場合、県は、上記事項を公示するとともに、消防庁を通じて、総務大臣に届け出る。
- また、事務の委託を行った場合は、知事はその内容を速やかに議会に報告する。

6 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請（法第21条）

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関[※]又は指定地方公共機関[※]に対し、当該機関の業務計画で定めるところにより実施される、その業務に係る国民の保護のための措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、県は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り具体的に明らかにする。

7 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請（法第151条～第153条）

- (1) 県は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関[※]の長若しくは指定地方行政機関[※]の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。
- (2) 県は、(1)の要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。

- (3) 県は、市町村から、当該市町村の区域に係る国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があるとして職員の派遣の要請を受けたときは、その必要性等を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣する。
- (4) 県の委員会及び委員[※]は、(1)の職員の派遣を要請し、又はあつせんを求めようとするときは、あらかじめ、知事に協議する。
- (5) 県は、市町村から職員の派遣についてのあつせんの求めがあったときは、派遣が必要となる職種や派遣の必要性などを総合的に勘案し、必要に応じ、あつせんを行う。

8 県の行う応援等

(1) 他の都道府県に対して行う応援等（法第12条、第13条）

- ① 県は、他の都道府県から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置[※]と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
- ② 他の都道府県から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、知事は、所定の事項を議会に報告するとともに、県は公示を行い、消防庁を通じて総務大臣に届け出る。

(2) 市町村に対して行う応援等（法第14条、第18条）

- ① 県は、市町村から国民保護措置の実施に関し応援の求めがあった場合は、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
- ② 知事は、市町村がその全部又は大部分の事務を実施することができなくなったときは、平素からの調整を踏まえ、当該市町村長が実施すべき国民保護措置の全部又は一部を代わって実施する。ただし、当該市町村が実施することができるようになったと認めるときは、すみやかに事務を当該市町村長に引き継ぐ。
- ③ 知事は、市町村長の実施すべき国民保護措置の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示する。

(3) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等（法第21条）

県は、指定公共機関[※]又は指定地方公共機関[※]の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

9 ボランティア団体等に対する支援等 (法第4条)**(1) 自主防災組織に対する支援**

県は、自主防災組織[※]による警報の伝達、避難住民の誘導等の実施に関する協力について、市町村を通じて適切な情報の提供を図るほか、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

県は、武力攻撃事態等[※]におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等[※]の状況を踏まえ、住民からのボランティア活動の希望の適否を判断する。

また、県は、安全の確保が十分であると判断した場合には、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域[※]におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティアセンター等におけるボランティアの登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

10 民間からの救援物資の受入れ等

県は、富山県総合防災情報システム[※]や派遣した職員を通じて被災地及び避難先地域が受入れを希望する物資を把握し、その内容のリスト及び送り先を県対策本部及び国の対策本部を通じて国民に公表する。また、国民、企業等からの救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等に必要な体制を整備する。

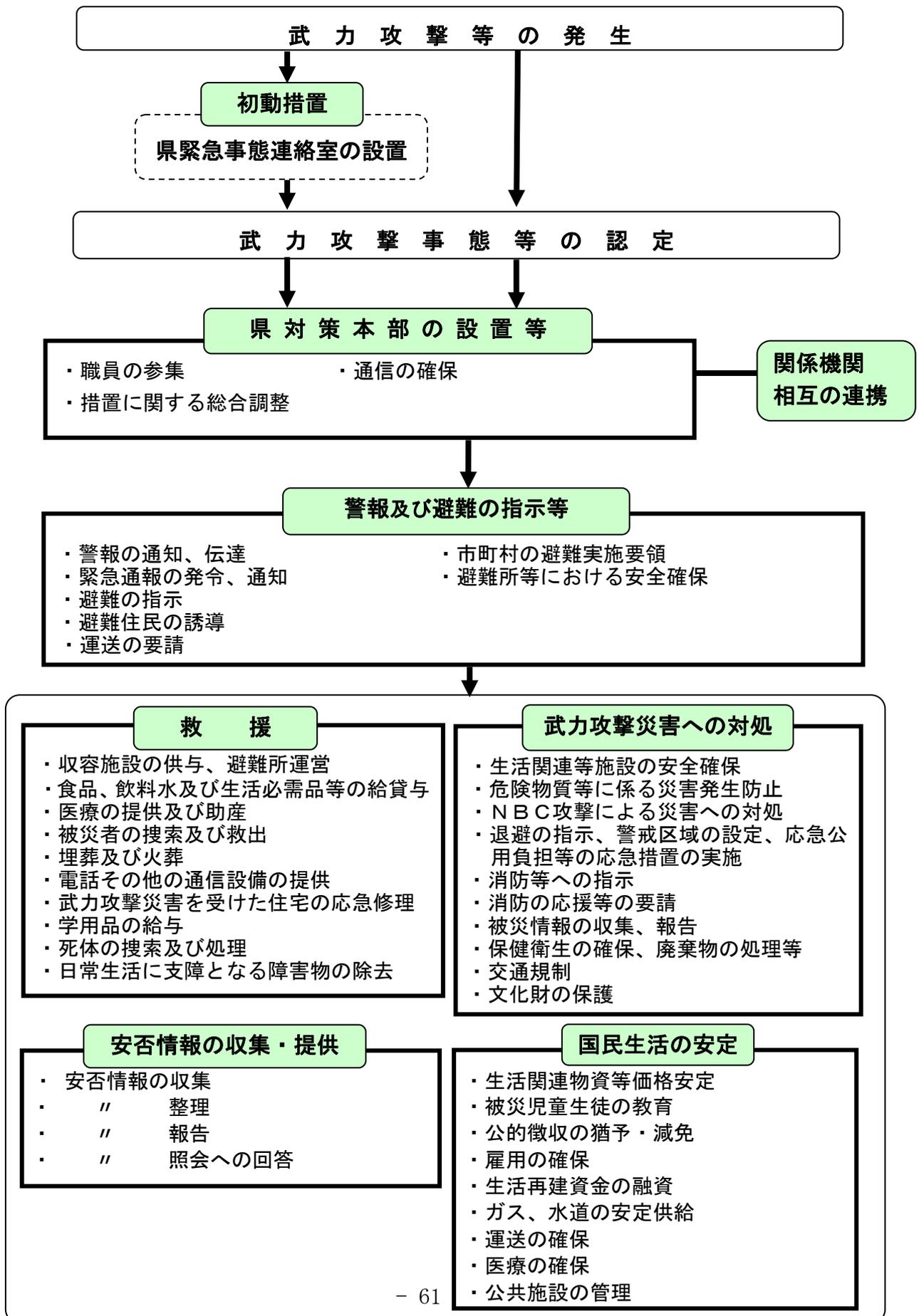
県が被災地又は避難先地域に該当しない場合は、必要に応じ、救援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地又は避難先地域のニーズについて広報を行う。

11 住民への協力要請 (法第4条、第70条、第80条、第115条、第123条)

県は、国民保護法[※]の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。ただし、これらの協力は国民の自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請にあたって強制にわたることがあってはならない。

- ・ 避難住民の誘導
- ・ 避難住民等[※]の救援
- ・ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害[※]への対処に関する措置
- ・ 保健衛生の確保

【対処の仕組み】



第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の通知及び伝達

県は、武力攻撃事態等における警報の通知及び伝達等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の通知等

(1) 警報の通知（法第46条）

- ① 知事は、国の対策本部長^{*}が発令した警報が総務大臣（消防庁）から通知された場合には、直ちに、その内容を市町村長、県の執行機関、放送事業者その他の指定地方公共機関^{*}、県の関係出先機関、その他の関係機関に通知する。

【警報に定める事項】

- ・ 武力攻撃事態等の現状及び予測
- ・ 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域
- ・ その他、住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項

（注）「武力攻撃が迫り、又は現に発生したと認められる地域」は定められない場合がある。

- ② 知事は、「武力攻撃^{*}が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に該当する市町村については、特に優先して通知するとともに、その受信確認を行う。
- ③ 知事は、放送の速報性から、放送事業者が高い緊急情報の伝達能力を有することにかんがみ、特に、放送事業者である指定地方公共機関^{*}に対し、迅速に警報の内容を通知する。
放送事業者である指定地方公共機関は、当該警報の通知を受けたときは、その国民保護業務計画^{*}で定めるところにより、警報の内容を速やかに放送するものとする。
- ④ 県は、富山県ケーブルテレビ協議会、コミュニティFM等と協定を締結し、警報を連絡するものとする。

(2) 警報の伝達等（法第47条、48条、第8条）

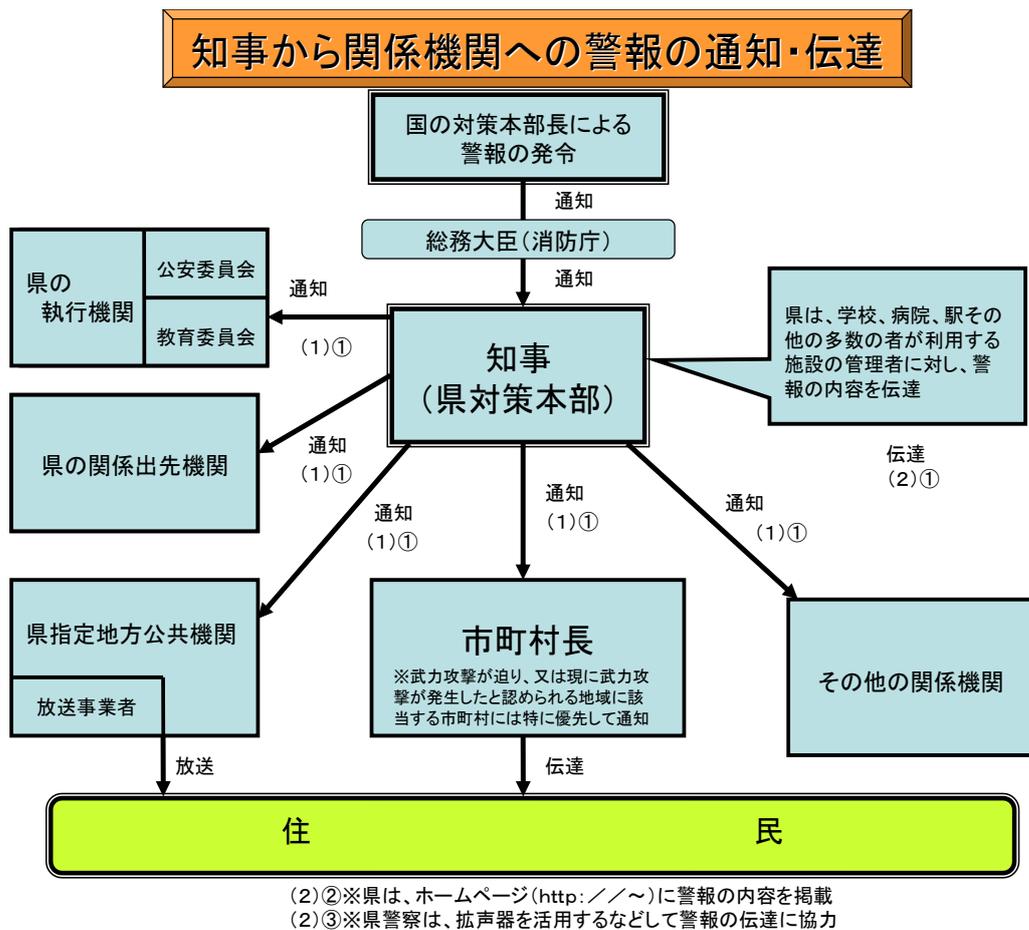
- ① 県は、あらかじめ把握した学校、病院、駅、空港、大規模集客施設その他の多数の者が利用する施設の管理者に対し、警報の内容を伝達するとともに、利用者に対して伝えるよう要請する。
- ② 県は、警報の報道発表については速やかに行うとともに、県のホームページ及び富山防災WEB^{*}に警報の内容を掲載する。
県のホームページ（<http://www.pref.toyama.jp/>）
富山防災WEB（<http://www.bousai.pref.toyama.jp/>）

- ③ 県警察は、市町村と協力して、交番、駐在所、パトカー等の勤務員が拡声器を活用するなどして、警報の内容が的確かつ迅速に伝達されるように図る。

2 市町村長の警報伝達の基準 (法第47条、第51条)

- (1) 市町村長は、知事から警報の通知を受けたときは、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（自治会等の市町村の実情に応じて定めておくもの）に伝達するものとする。
- (2) 警報の伝達方法については、市町村が保有する各種の伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行うものとする。
- ① 「武力攻撃[※]が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に当該市町村が含まれる場合
- 原則として、同報系防災行政無線[※]で、国が定めたサイレン[※]を最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等[※]において警報が発令された事実等を周知するものとする。
- ② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に当該市町村が含まれない場合
- ア 原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線[※]やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図るものとする。
- イ なお、このことは、市町村長が特に必要と認める場合に、サイレンを使用することを妨げるものではない。
- また、広報車の使用、消防団や自主防災組織[※]による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の効果的な方法も検討するものとする。
- (3) 市町村長は、その職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努めるものとする。この場合においては、避難行動要支援者[※]に対する伝達に配慮するものとする。
- (4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態[※]及び武力攻撃事態[※]の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととし、その他は警報の発令・伝達と同様に様々な手段、方法を活用して警報の解除の伝達を行うものとする。
- (5) 市町村は、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）の運用に必要な体制を確保するものとする。

【警報の通知・伝達の流れ】



3 緊急通報の発令

(1) 緊急通報の発令 (法第99条)

- ① 知事は、武力攻撃災害[※]が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、警報の発令がない場合においても、速やかに緊急通報[※]を発令する。
特に、ゲリラ[※]や特殊部隊[※]による攻撃の場合において、知事は、対処の現場から情報を得た場合には、事態の状況に応じ、迅速に緊急通報の発令を行う。
- ② この場合において、知事は、武力攻撃災害の兆候の通知や県警察、消防機関等からの情報の正確性や事態の緊急性について十分に勘案した上で発令するとともに、住民の混乱を未然に防止するよう留意する。

(2) 緊急通報の内容 (法第99条)

緊急通報の内容は、危急の被害を避ける観点から必要最小限のものとし、明確かつ簡潔なものとする。

資料編 (14-4 「緊急通報の内容例」)

(3) 緊急通報の通知方法（法第100条）

緊急通報^{*}の関係機関への通知方法については、原則として警報の通知等の方法と同様とする（県が行う通知における通知先に加え、関係指定公共機関^{*}にも通知する。）。

緊急通報において、特定の地域について武力攻撃災害^{*}の予測を示した場合は、当該地域が含まれる市町村に対し特に優先して通知するとともに、受信確認を行う。

緊急通報を発令した場合には、速やかに国の対策本部にその内容を報告する。

(4) 放送事業者である指定地方公共機関による緊急通報の放送（法第101条）

放送事業者である指定地方公共機関^{*}は、当該緊急通報の通知を受けたときは、その国民保護業務計画^{*}で定めるところにより、緊急通報の内容を速やかに放送するものとする。

第2 避難の指示等

県は、武力攻撃事態等における避難の指示等について、以下のとおり定める。

1 避難措置の指示 (法第52条)

知事は、国の対策本部長[※]が避難措置の指示を行ったときは、要避難地域[※]又は避難先地域[※]を管轄するか否かに応じて、次の措置を行う。

(1) 要避難地域又は避難先地域を管轄する場合

- ① 知事は、総務大臣（消防庁）を通じて国の対策本部長による避難措置の指示を受けた場合には、直ちに、その内容を市町村長、県の執行機関、放送事業者その他の指定地方公共機関[※]、県の関係出先機関、その他の関係機関に通知する。この場合、要避難地域又は避難先地域に該当する市町村については、特に優先して通知するとともに、その受信確認を行う。

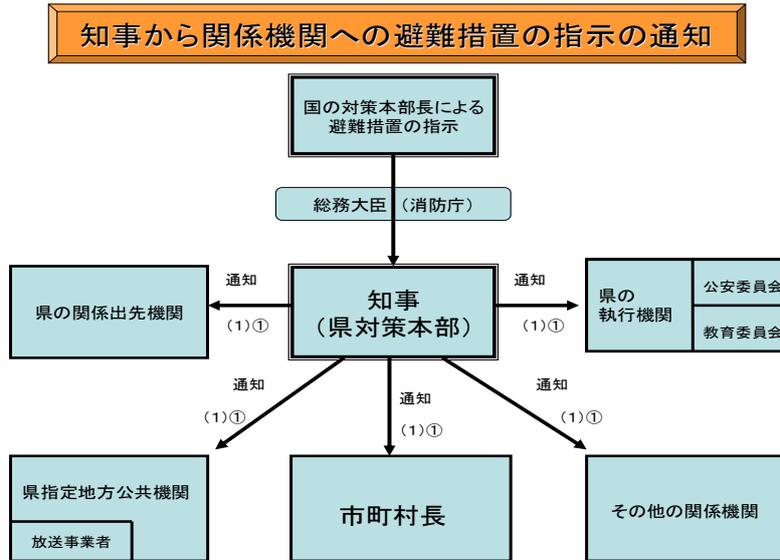
【避難措置の指示の内容】

- ・住民の避難が必要な地域（要避難地域）
- ・住民の避難先となる地域（避難先地域（住民の避難の経路となる地域を含む））
- ・関係機関が講ずべき措置の概要

- ② 知事は、要避難地域を管轄する場合、当該市町村長を経由して、要避難地域の住民に対し、避難の指示を行う。
- ③ 知事は、避難先地域を管轄する場合、避難先地域における避難所の開設や救援の準備等、避難住民の受入れための措置を行う。

(2) 要避難地域及び避難先地域を管轄しない場合

知事は、総務大臣（消防庁）を通じて、他の都道府県に避難措置の指示があった旨の通知を受けた場合には、直ちに、市町村長、県の執行機関、放送事業者その他の指定地方公共機関、県の関係出先機関、その他の関係機関に通知する。



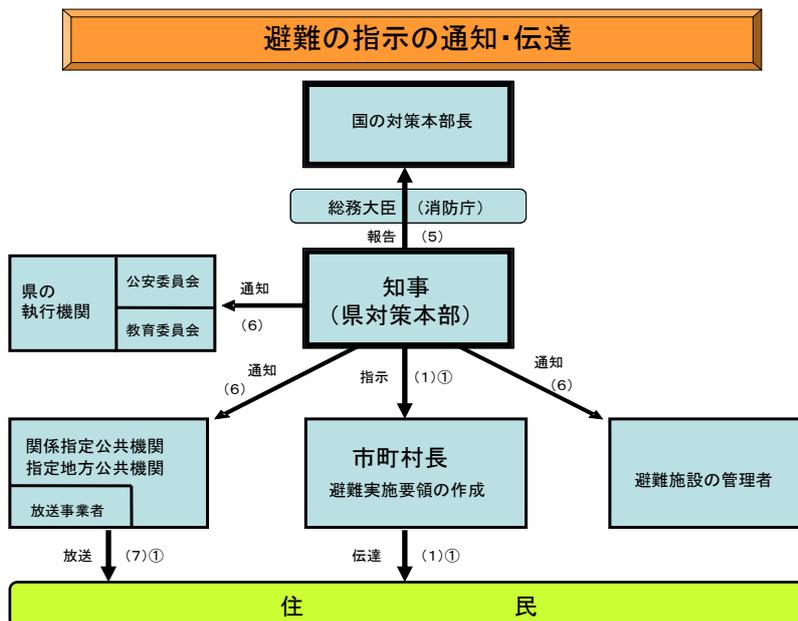
2 避難の指示 (法第54条)

(1) 住民に対する避難の指示

① 知事は、避難措置の指示を受けたときに要避難地域[※]を管轄する場合は、当該要避難地域を管轄する市町村長を経由して、当該要避難地域の住民に対し、直ちに避難を指示する。

【避難の指示の内容】

- ・ 要避難地域及び避難先地域
- ・ 関係機関が講ずべき措置の概要
- ・ 主要な避難の経路
- ・ 交通手段
- ・ その他避難の方法



- ② 知事は、平素において準備した基礎的な資料を参考にしつつ、県対策本部内に集約された情報をもとに、個別の避難元、避難先の割当、避難の時期、避難経路[※]や輸送手段について総合的に判断し、避難の指示を行う。
- ③ 知事は、県の地理的特性等にかんがみ、要避難地域[※]に近接する地域の住民の避難が必要な場合には、当該住民へも避難を指示する。
- ④ 避難方法
 避難の態様は、武力攻撃事態等[※]の状況や安全に避難を完了するまでの制限時間、被害の状況等に応じ、自宅等の屋内などへの一時避難、避難施設[※]等への避難、さらには県外への避難が考えられる。このため知事は、避難の指示を行う際には、避難の態様に応じた、最も適切な避難方法を指示する。

【具体的な避難の方法】

避難の態様		避難場所	避難方法等	備考
屋内避難	自宅	・自宅	-	事態の推移により、他の安全な地域に避難する場合もありうる
	最寄りの施設 (外出している場合)	・コンクリート造り等の堅ろうな建物 ・地階のある建物	・原則として徒歩、必要に応じ自転車等で避難	〃
避難施設等への避難	近傍の施設への避難が可能な場合	・近傍の避難施設	・原則として徒歩、必要に応じ自転車等で避難 ・避難行動要支援者は、バス、タクシー、公用車により避難	運送事業者である指定公共機関 [※] 等に車両の借り上げを要請
	当該市町村外への避難が必要な場合	・市町村外の避難施設	・一旦、近傍の避難施設等に徒歩、必要に応じ自転車等で集合し、そこからバス、鉄道により避難 ・避難行動要支援者は、バス、タクシー、公用車により避難	〃
県外避難		・県外の避難施設	〃	〃

⑤ 自家用車の使用

住民の避難にあたっての自家用車の使用については、交通渋滞を引き起こす可能性があるため適当ではないが、知事は、下記の場合には、地理的条件や地域の公共交通事情などを勘案し、県警察の意見を聴いた上で自家用車による避難を指示することができるものとする。

- ア 避難行動要支援者を緊急に避難させる必要がある場合
 イ 中山間地域など公共交通機関が限られている地域の住民が避難する場合
 ウ 緊急に避難させる必要があり、かつ相当の距離を移動する必要がある場合
 エ その他、知事がやむを得ないと認める場合

(2) 避難の指示に際しての確認・調整事項

知事は、避難の指示を行うにあたり、事前に次の事項について確認・調整する。

- 要避難地域に該当する市町村毎の避難住民数の把握
 - ・ 関係市町村からの最新の情報の入手
- 避難のための運送手段の調整
 - ・ 運送事業者との対応可能な輸送力や輸送方法についての調整
 - ・ 県警察との緊急通行車両の確認に係る調整
 - ・ 積雪時において避難経路^{*}や交通手段が限定されること等への留意
- 主要な避難経路や交通規制の調整
 - ・ 県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用等に係る調整
 - ・ 道路の状況に係る道路管理者との調整
- 区域内外の避難施設^{*}の状況の確認
 - ・ 避難施設のリストに基づき、個別の避難先の候補を選択
- 国による支援の確認
 - ・ 消防庁等を通じて国による支援要請の確認及び調整
 - ・ 避難措置の指示に記載された国による措置内容の確認
 - ・ 防衛大臣への支援要請
- 市町村との役割分担の確認
 - ・ 市町村の誘導能力の把握、市町村の支援要望の聴取、広域的な調整
- 自衛隊等の行動と避難経路や避難手段の調整
 - ・ 県対策本部の自衛隊の連絡員を通じた現場レベルにおける調整
 - ・ 国の対策本部長^{*}による利用指針を踏まえた対応
(必要に応じて、当該指針の内容を踏まえた避難の指示の内容の変更等の調整)

【避難の指示の内容（例）】

避難の指示

富山県知事

〇月〇日〇時現在

- 1 本県においては、〇日〇時に国の対策本部長から警報の通知を受けるとともに、〇時に避難措置の指示があった。
要避難地域の住民は、次に掲げる避難の方法に従って、避難されたい。
- 2 本県における住民の避難は、次の方法により行うこと。
 - (1) A市AA地区の住民は、B市BB地区を避難先として、〇日〇時を目途に住人の避難を開始すること（〇〇時間を目途に避難を完了）。
 - ・ 輸送手段及び避難経路
国道〇〇号によりバス（〇〇会社、〇〇台確保の予定）
〇〇駅より〇〇鉄道（〇〇行 〇〇両編成、〇便予定）
※ 〇時から〇時まで、国道〇号及び県道〇号は交通規制（一般車両の通行禁止）
※ 細部については、A市の避難実施要領による。
※ A市職員の誘導に従って避難する。
 - (2) A市CC地区の住民は、B市DD地区を避難先として、〇日〇時を目途に住民の避難を開始すること（〇〇時間を目途に避難を完了）。
 - ・ 輸送手段及び避難経路
徒歩により、緊急にEE地区に移動の後、追って指示を待つ。
・・・以下略・・・

(注) 避難の方法に大幅な変更が生じた場合には、この内容について修正を行い、改めて避難の指示を行う。

※ 関係機関が講ずべき措置の概要は、避難措置の指示において明らかになることから、必要な範囲でその内容を記載するものとする。

(3) 県の区域を越える住民の避難（広域避難）の場合の調整（法第58条、第59条）

- ① 知事は、県の区域を越えて住民を避難させる必要があるときは、「避難先地域[※]」を管轄する都道府県知事と、あらかじめ次の事項について協議する。
- ア 避難住民数、避難住民の受入予定地域
イ 避難の方法（輸送手段、避難経路[※]）等
- なお、避難先の都道府県知事が避難住民の輸送手段の確保等を行う場合、安全確保の責務の明確化等の観点から、原則として、知事は、「避難先地域」を管轄する知事に対し、国民保護法第13条の規定に基づき、事務の委託を行うものとする。
- ② この場合において、大規模な着上陸侵攻[※]に伴う避難については、避難措置の指示にあたって国により実質的な調整が図られることから、都道府県間の協議においては、基本的に個別の地域の避難住民の割当等の細部の調整を図る。
- ③ 知事は、避難先地域を管轄する知事として、他の都道府県からの協議を受けた場合には、必要に応じ県内の市町村と協議を行いつつ、県内の避難施設[※]の状況や受入体制を勘案し、迅速に個別に受入地域[※]を決定し、協議元の都道府県知事に通知する。この場合において、受入地域を管轄する市町村長及び避難施設の管理者に受入地域の決定を通知する。
- ④ 知事は、県の区域を越える避難を円滑に行うため、国の対策本部長[※]による総合調整、内閣総理大臣による指示が行われた場合には、その内容に従い、適切な措置を講ずるものとする。なお、総務大臣により、広域的な観点から必要な意見を述べ、避難住民の受入れが的確に実施されるよう勧告が行われた場合は、避難施設を管轄する知事として、その勧告の内容に照らして、所要の措置を講ずるものとする。

(4) 国の対策本部長による利用指針の調整

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置[※]の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、知事は、国の対策本部長による「利用指針」（注）の策定に係る調整が開始されるように、消防庁を通じて国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。この場合において、知事は、国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、県の意見や関連する情報をまとめる。

（注）武力攻撃事態等[※]において、対処措置等の的確かつ迅速な実施を図るため、「武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律」に基づき、特定公共施設等（港湾施設、飛行場施設、道路、海域、空域及び電波をいう。）の利用に関し、国の対策本部長が対処基本方針[※]に基づき定めることができる指針をいう。

(5) 避難の指示の国の対策本部長への報告

知事は、避難の指示をしたときは、消防庁を通じて、国の対策本部長にその内容を報告する。また、避難の指示を解除したときも同様とする。

(6) 避難の指示の通知及び伝達

避難の指示の関係機関への通知及び伝達の方法については、原則として警報の通知等の方法と同様とする。

避難の指示は、警報における通知先に加え、関係指定公共機関[※]にも通知する。

この場合において、避難先地域[※]を管轄する市町村長に対しては、受入れのための体制を早急に整備できるよう、優先して通知するとともに、受信確認を行う。

避難先地域の避難施設[※]の管理者に対しては、管理者が避難所の開設を早急に行うことができるよう、避難の指示の内容を通知する。

(7) 放送事業者である指定地方公共機関による避難の指示の放送（法第57条）

① 放送事業者である指定地方公共機関[※]は、当該避難の指示の通知を受けたときは、その国民保護業務計画[※]で定めるところにより、速やかに避難の指示の内容について正確かつ簡潔に放送するものとする。

② 放送事業者である指定地方公共機関による避難の指示の放送については、避難の指示の内容が詳細にわたる場合も考えられることにかんがみ、その迅速な伝達を確保する観点から、避難の指示の内容を逐一すべて放送しなければならないというものではなく、伝えるべき避難の指示の内容の正確さを損なわない限度において、その放送の方法については、放送事業者の自主的な判断にゆだねることとする。

3 避難の指示に際しての留意事項**(1) 避難における地域特性等への配慮****① 石油コンビナート等特別防災区域周辺地域における住民の避難**

知事は、石油コンビナート等特別防災区域[※]で、武力攻撃災害[※]が発生し、又は発生するおそれがある場合等において、緊急の必要があると認めるときは、周辺の住民に対し退避を指示し、また警戒区域の設定等を行う。この場合において、知事は、直ちに、退避の指示や警戒区域の設定をした地域を管轄する市町村長に、その旨を通知する。

② 積雪期における住民の避難

積雪期において住民を避難させる必要が生じた場合、道路交通について、他の季節に比べより大きな障害、混乱が予想されることから、県は、防災のための対策を踏まえ、各道路管理者と連携し、次のとおり道路交通の確保対策を講じる。

- ・ 富山県除雪情報システムを活用し、県道の効率的な除排雪に努めるとともに、国道、市町村道及び自動車専用道路との整合性のとれた除雪が行われるよう体制を強化する。

③ 大規模集客施設や旅客輸送関連施設における避難

県及び市町村は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設に滞在する者等についても、施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう、必要な対策をとるものとする。

(2) 動物の保護等に関する配慮

県は、国が示した「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方」（平成17年環境省自然環境局・農林水産省生産局作成）を踏まえ、次の事項等について、所要の措置を講ずるものとする。

- ① 危険動物等の逸走対策
- ② 飼養等されていた家庭動物等の保護等

(3) 武力攻撃の事態等の類型等に応じた避難の指示

① 着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻[※]やその前提となる反復した航空機攻撃[※]等の本格的な侵略事態に伴う避難は、事前の準備が可能である一方、国民保護措置[※]を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う国全体としての調整等が必要となるため、国の総合的な方針としての具体的な避難措置の指示を待って行うことが適当である。

このため、総合的な方針に基づく避難措置の指示を踏まえて、対応することを基本とする。

② ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

ア 国の対策本部長[※]による避難措置の指示が行われた場合には、知事は、早急に避難の指示を行い、当該要避難地域[※]からの避難を迅速に実施する（この場合において移動の安全が確保されない場合については、身体への直接の被害を避けるために、屋内に一時的に避難させる旨の避難措置の指示もあり得る）。

イ ゲリラ[※]による急襲的な攻撃により、国の対策本部長による避難措置の指示を待ついとまがない場合には、当該攻撃が行われた現場における被害の状況に照らして、知事は、緊急通報[※]の発令、退避の指示、警戒区域の設定等を行い、危険な地域への一般住民の立入禁止を徹底する。

ウ 知事は、避難住民の誘導に際しては、市町村と警察、管区海上保安本部等、自衛隊の連携が図られるように広域的見地から市町村長の要請の調整を行うとともに、必要な支援を行う。また、住民の避難が円滑に行われるよう、県対策本部の連絡員等を通じて、避難経路[※]等について、迅速に協議を行う。

③ 弾道ミサイルによる攻撃の場合

ア 弾道ミサイル攻撃[※]に伴う警報の発令の場合には、国の対策本部長から当初は屋内避難を内容とする避難措置が指示されることから、警報と同時に、住民を屋内に避難させることが必要である。

このため、知事は、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設への避難の指示を行う。

イ 知事は、着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外に出ることは危険を伴うことから、屋内避難を継続させるとともに、被害内容が判明後、国の対策本部長からの避難措置の指示の内容を踏まえ、他の安全な地域への避難の指示を行う。

④ 航空攻撃の場合

ア 攻撃目標を早期に判定することは困難であり、国の対策本部長から当初は攻撃の目標地を限定せずに広範囲に屋内避難を内容とする避難措置を指示されることから、警報と同時に、住民を屋内に避難させることが必要である。

このため、知事は、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設への避難を指示する。

イ 知事は、攻撃直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外に出ることは危険を伴うことから、屋内避難を継続させるとともに、被害内容が判明後、国の対策本部長^{*}からの避難措置の指示の内容を踏まえ、他の安全な地域への避難を指示する。

⑤ NBC攻撃の場合

知事は、NBC攻撃^{*}の場合の避難においては、避難誘導する者に防護服を着用させる等安全を図るための措置を講ずることや風下方向を避けて避難を行うことなどに留意して避難の指示を行うものとする。さらに、国の対策本部長は、攻撃の特性に応じた避難措置の指示を行うこととされていることから、知事は、当該避難措置の指示の内容を踏まえ、避難の指示を行う。

⑥ 武力攻撃原子力災害の場合

知事は、国の対策本部における専門的な分析を踏まえて出される避難措置の指示を受けて、避難の指示を行うこととなるが、事態の状況を見て、屋内避難（コンクリート屋内が望ましい。）又は他の地域への避難の指示を行うものとする。

(4) 本県が被害想定したケースにおける避難の指示

県は、本県の地理的、社会的、経済的な特性を考慮して本県が被害想定した石油コンビナート等破壊のケース（第1編第6章参照）について、次の点に留意して避難の指示を行う。

① 避難対象地域

破壊されたタンク内の物質、貯蔵量や風向、風速等により避難対象地域は異なる。

なお、危険物タンクの全面火災の場合は、放射熱が発生するが、避難対象地域は限られた範囲になると見込まれる。

② 避難先及び避難方法

避難は、屋内避難又は事態の状況に応じて徒歩による避難所への避難が適切である。

ただし、徒歩による避難では時間を要する場合は、自家用車の使用による避難も必要となる。

③ 避難行動要支援者の避難

避難行動要支援者については、緊急に避難する必要があるため、避難方法としては、自家用車の使用による避難又はタクシーによる避難が必要となる。

【危険物タンクの全面火災、漏洩した可燃性ガスの引火によるフラッシュ火災、毒性ガスの漏洩別の避難先、避難方法(一般例)】

区分	避難先	避難方法
危険物タンクの全面火災	避難施設	・ 徒歩による避難
漏洩した可燃性ガスの引火によるフラッシュ火災	避難施設	・ 徒歩による避難 ・ 徒歩による避難の場合は、風向に直角方向へ誘導 ・ 徒歩による避難では時間を要する場合は自家用車
毒性ガスの漏洩	避難施設	・ 徒歩による避難 ・ 徒歩による避難の場合は風向に直角方向へ誘導 ・ ガスが拡散、又は、拡散するおそれのある場合は、口をハンカチ等で覆い、吸入を防いで避難する ・ 徒歩による避難では時間を要する場合は自家用車

4 県による避難住民の誘導の支援等

(1) 市町村長の避難実施要領策定の支援（法第61条）

知事は、市町村長から避難実施要領[※]を策定するにあたって意見の聴取を求められた場合には、避難の指示の内容に照らし市町村長が円滑な避難住民の誘導が行えるよう、必要な意見を述べる。この場合において、県警察は、交通規制、避難経路[※]等について、避難住民の効率的な運送や混乱の防止の観点から必要な意見を述べる。

(2) 市町村長による避難誘導の状況の把握（法第64条）

知事は、避難実施要領の策定後においては、市町村長による避難住民の誘導が避難実施要領に従って適切に行われているかについて、市町村長からの報告、現地に派遣した県職員や避難住民の誘導を行う警察官等からの情報に基づき、適切に状況を把握する。

県警察は、避難実施要領に沿って避難住民の誘導が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるとともに、交通規制や混乱の防止、車両・航空機等による情報収集を行うほか、市町村からの要請に基づく所要の措置を講ずる。

(3) 市町村長による避難住民の誘導の支援や補助（法第67条）

知事は、避難住民の誘導状況を把握した上で、必要と判断する場合には、市町村長に対して食料、飲料水、医療及び情報等の提供を行うなど適切な支援を行う。市町村長からの要請があった場合についても同様とする。

特に、市町村長が県の区域を越えて避難住民の誘導を行う場合や市町村長から要請があった場合には、現地に県職員を派遣して、避難先都道府県との調整にあたらせるなど、その役割に応じた避難住民の誘導の補助を行う。

(4) 広域の見地からの市町村長の要請の調整（法第63条）

知事は、複数の市町村長から警察官等による避難住民の誘導の要請が競合した場合など避難誘導に係る資源配分について広域的観点から調整が必要であると判断した場合には、それらの優先順位を定めるなど市町村長の要請に係る所要の調整を行う。

また、市町村長から県警察等に連絡が取れない場合などにおいては、警察官等による避難住民の誘導に関して、知事自らが要請を行う。

(5) 市町村長への避難誘導に関する指示（法第67条）

知事は、避難の指示の内容に照らして、市町村長による避難住民の誘導が適切に行われていないと判断する場合には、市町村長に対し、避難住民の誘導を円滑に行うべきことを指示する。この場合において、指示に基づく所要の避難住民の誘導が市町村長により行われなときは、知事は、市町村長に通知した上で、県職員を派遣し、当該派遣職員を指揮して避難住民の誘導にあたらせる。

(6) 国及び他の地方公共団体への支援要請

知事は、物資の支援及び調整等、避難誘導を円滑に実施させるための措置等を積極的に行うとともに、県のみでは適切な支援及び調整が行えないと判断した場合には、国又は他の地方公共団体に支援を要請する。

(7) 内閣総理大臣の是正措置に係る対応（法第68条）

知事は、避難住民の誘導に関する措置に係る内閣総理大臣の是正措置が行われた場合は、避難住民の誘導が円滑に行われるよう、市町村長に対する支援、是正の指示、避難住民の誘導の補助等を行う。

(8) 避難住民の運送の求めに係る調整（法第71条～第73条）

知事は、市町村の区域を越えて避難住民の運送が必要となる場合若しくは複数の市町村長による運送の求めが競合した場合又は競合することが予想される場合には、より広域的な観点からそれらの優先順位等を定めるとともに、避難住民の誘導が円滑に行われるよう、運送事業者である指定公共機関[※]又は指定地方公共機関[※]に対し、自ら運送の求めを行う。

知事は、運送事業者である指定地方公共機関による避難住民の運送が円滑に行われていない場合は、避難住民の運送を円滑に行うべきことを当該機関に指示する。当該指示にあたっては、警報の内容等に照らし、当該機関の安全が確保されていることを確認するとともに、安全確保のため、当該機関に対し、武力攻撃[※]の状況についての必要な情報の提供を行う。

知事は、運送事業者である指定公共機関が運送の求めに応じないときは、国の対策本部長[※]に対し、その旨を通知する。

(9) 指定地方公共機関による運送の実施（法第71条、21条）

運送事業者である指定地方公共機関[※]は、知事又は市町村長から避難住民の運送の求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じるものとする。また、武力攻撃事態等[※]において、それぞれの国民保護業務計画[※]に定めるところにより、旅客の運送を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

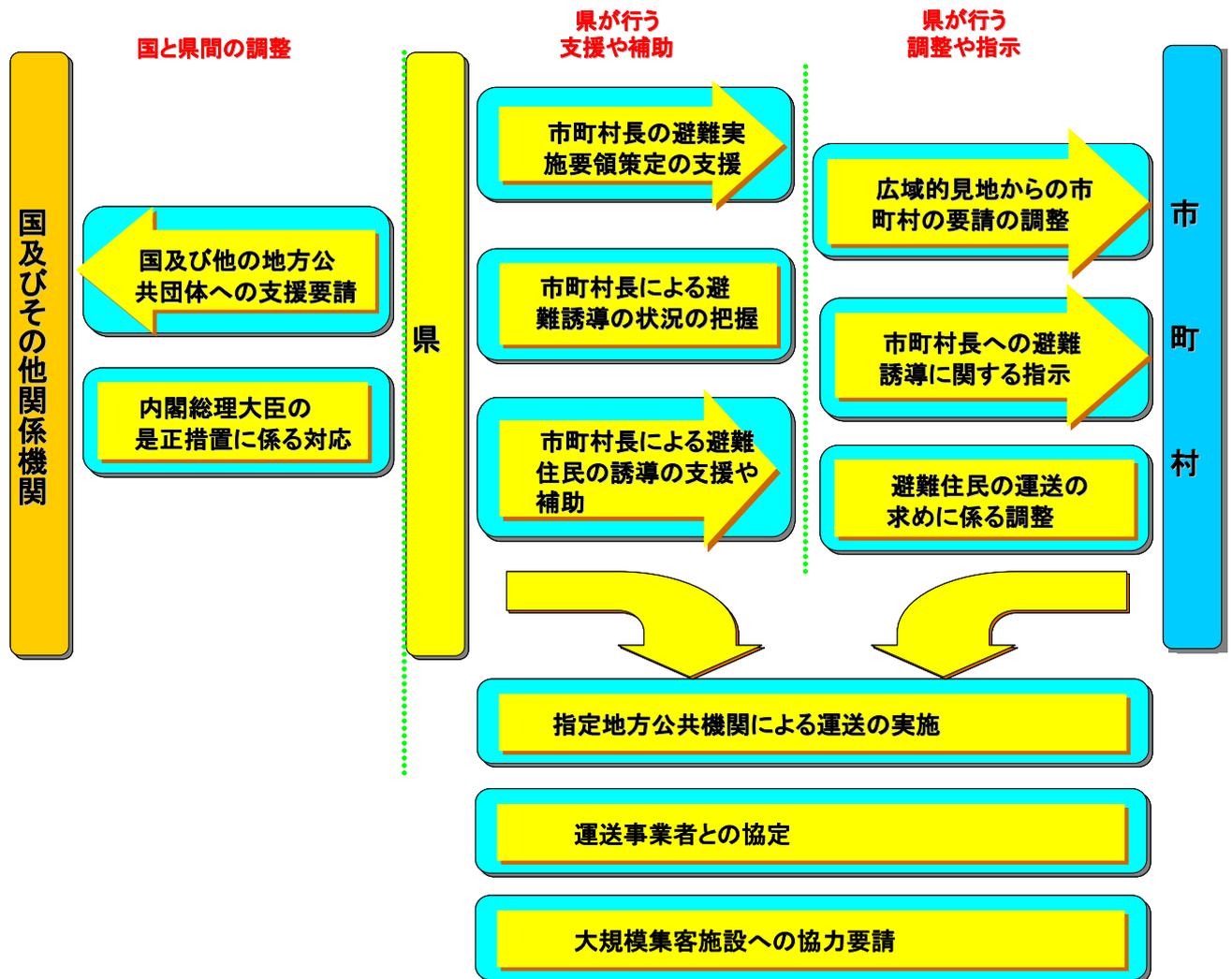
(10) 運送事業者との協定

県は、富山県タクシー協会、富山県個人タクシー協会と協定を締結し、避難住民の運送について協力を求める。

(11) 大規模集客施設への協力要請

県は、武力攻撃事態等において安全が確保されるまでの間、大規模集客施設に当該施設の利用客及び付近の通行人が一時的に留まることができるよう、市町村と連携し、大規模集客施設に対し、協力を要請する。

【県による避難住民の誘導の仕組み】



5 避難実施要領 (法第61条)**(1) 避難実施要領の策定**

市町村長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、県、県警察等関係機関の意見を聴きつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考にしてあらかじめ作成した避難実施要領^{*}のパターンの中から、的確かつ迅速に避難実施要領を策定するものとする。

【避難実施要領に定める事項】

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ 避難の実施に関し必要な事項

(2) 避難実施要領作成の際の主な留意事項**① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位**

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、町内会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

〔例：A市A1地区1-2、1-3の住民は「A1町内会」、A市A2地区1-1の住民は各ビル事業所及び「A2町内会」を避難の単位とする。〕

② 避難先

避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。

〔例：避難先：B市B1地区2-3にあるB市立B1高校体育館〕

③ 一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

〔例：集合場所：A市A1地区2-1のA市立A1小学校グラウンドに集合する。
集合にあたっては、原則として徒歩により行う。必要に応じて、自転車等を使用するものとし、避難行動要支援者の避難については自動車等の使用を可とする。〕

④ 集合時間

避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。

〔例：バスの発車時刻：〇月〇日 15:20、15:40、16:00〕

⑤ 集合にあたっての留意事項

集合後の町内会内や近隣住民間での安否確認、避難行動要支援者への配慮事項等、集合にあたっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

〔例：集合にあたっては、高齢者、障害者等避難行動要支援者の所在を確認して避難を促すとともに、集合後は、避難の単位ごとに不在確認を行い、残留者等の有無を確認する。〕

⑥ 避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路[※]等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

例：集合後は、〇〇鉄道〇〇線A A駅より、〇月〇日の15：30より10分間隔で運行するB市B1駅行きの電車で避難を行う。B市B1駅に到着後は、B市及びA市職員の誘導に従って、徒歩でB市立B1高校体育館に避難する。

⑦ 市町村職員、消防職団員の配置等

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市町村職員、消防職団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

⑧ 避難行動要支援者への対応

避難行動要支援者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。

例：誘導に際しては、高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者を優先的に避難させるものとする。また、民生委員、自主防災組織[※]及び自治会等に、避難誘導の実施に協力してもらうよう呼びかける。

⑨ 要避難地域における残留者の確認

要避難地域[※]に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載する。

例：避難の実施時間の後、すみやかに、残留者の有無を確認する。避難が遅れている者に対しては、早急な避難を行うよう説得する。避難誘導中に避難者リストを作成する。

⑩ 避難誘導中の食料等の支援

避難誘導中に避難住民へ、食料・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。

例：避難誘導要員は、〇月〇日18：00に避難住民に対して、食料・水を供給する。集合場所及び避難先施設においては、救護所を設置し、適切な医療を提供する。

⑪ 避難住民の携行品、服装

避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。

例：携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものとし、身軽に動けるようにする。服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底のしっかりした運動靴を履くようにする。
なお、NBC災害[※]の場合には、マスク、手袋及びハンカチを持参し、皮膚の露出を避ける服装とする。

⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。

例：緊急連絡先：A市対策本部 TEL 0〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇) 担当〇田×夫

【避難実施要領の例】

避難実施要領

富山県 A 市長
○月○日○時現在

1 避難の経路、避難の手段その他避難の方法

A市における住民の避難は、次の方法で行うものとする。

- (1) A市のA1地区の住民は、B市のB1地区にあるB市立B1高校体育館を避難先として、○日○時を目途に住民の避難を開始する。

【避難経路及び避難手段】

- 避難の手段（バス・鉄道・船舶・その他）

バスの場合：A市A1地区の住民は、A市立A1小学校グラウンドに集合する。その際、○日○時を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動すること。
集合後は、○○バス会社の用意したバスにより、国道○○号を利用して、B市立B1高校体育館に避難する。

鉄道の場合：A市A1地区の住民は、○○鉄道△△線AA駅前広場に集合する。その際○日○時○分を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動し、AA駅までの経路としては、できるだけ国道○○号線又はAA通りを使用すること。

集合後は、○日○時○分発B市B1駅行きの電車で避難する。B1駅到着後は、B市職員及びA市職員の誘導に従って、主に徒歩でB市立B1高校体育館に避難する。

船舶の場合：A市1地区の住民は、A市A港に、○日○時○分を目途に集合する。その際、○日○時○分を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動すること。
集合後は、○日○時○分発B市B1港行きの、○○汽船が所有するフェリー○○号に乗船する。

・・・・以下略・・・・

- (2) A市A2地区の住民は、B市B2地区にあるB市立B2中学校を避難先として、○日○時○分を目途に住民の避難を開始する。

・・・・以下略・・・・

2 避難住民の誘導の実施方法

- (1) 職員の役割分担

避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員等の割り振りを行う。

- ・住民への周知要員
- ・避難誘導要員
- ・市対策本部要員
- ・現地連絡要員
- ・避難所運営要員
- ・水、食料等支援要員 等

- (2) 残留者の確認

市で指定した避難の実施時間の後、すみやかに、避難を指示した地区に残留者がいないか確認する。（時間的余裕がある場合は、各世帯に声をかける。）

- (3) 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対する避難誘導

誘導にあたっては、傷病者、障害者、高齢者、幼児等を優先的に避難誘導する。また、自主防災組織や自治会など地域住民にも、福祉関係者との連携の下、市職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

3 その他避難の実施に関し必要な事項

- (1) 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものだけとし、身軽に動けるようにする。

- (2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履くようにする。

- (3) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は以下のとおりとする。

A市対策本部 担当 △山○男

TEL 0○○-○○○-○○○○ (内線 ○○○○)

FAX 0○○-○○○-○○○○

・・・・以下略・・・・

6 避難所等における安全確保等

県警察は、被災後の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所内でのトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺（海上を含む。）におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行い、住民の安全確保、犯罪の予防に努めるほか、多数の者が利用する施設等の管理者

に対し必要な要請を行い、当該施設の安全の確保を図る。また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯等の取締りを重点的に行う。

警察署等においては、地域の自主防犯組織等と安全確保に関する情報交換を行うなど連携を保ち、また、住民等からの相談に対応することを通じ、住民等の不安の軽減に努める。

第5章 救援

知事は、避難先地域における救援の内容等について、以下のとおり定める。

1 救援の実施（法第75条）

(1) 救援の実施

知事は、国の対策本部長[※]による救援の指示を受けたときは、救援を必要としている避難住民等[※]に対し、関係機関の協力を得て、次に掲げる措置を行う。

ただし、事態に照らし緊急を要し、国の対策本部長による救援の指示を待ついとまがないと認められる場合には、当該指示を待たずに救援を行う。

- ① 収容施設[※]（応急仮設住宅を含む）の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害[※]を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援に関する基礎資料

知事は、平素において準備した基礎的な資料を参考にしつつ、県対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

資料編（7. 救援に関する資料、8. 医療等に関する資料）

(3) 救援の基準

知事は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）に基づき救援を行う。

知事は、救援の程度及び基準によっては救援の実施が困難であると判断する場合には、内閣総理大臣に対し、特別な基準の設定について意見を申し出る。

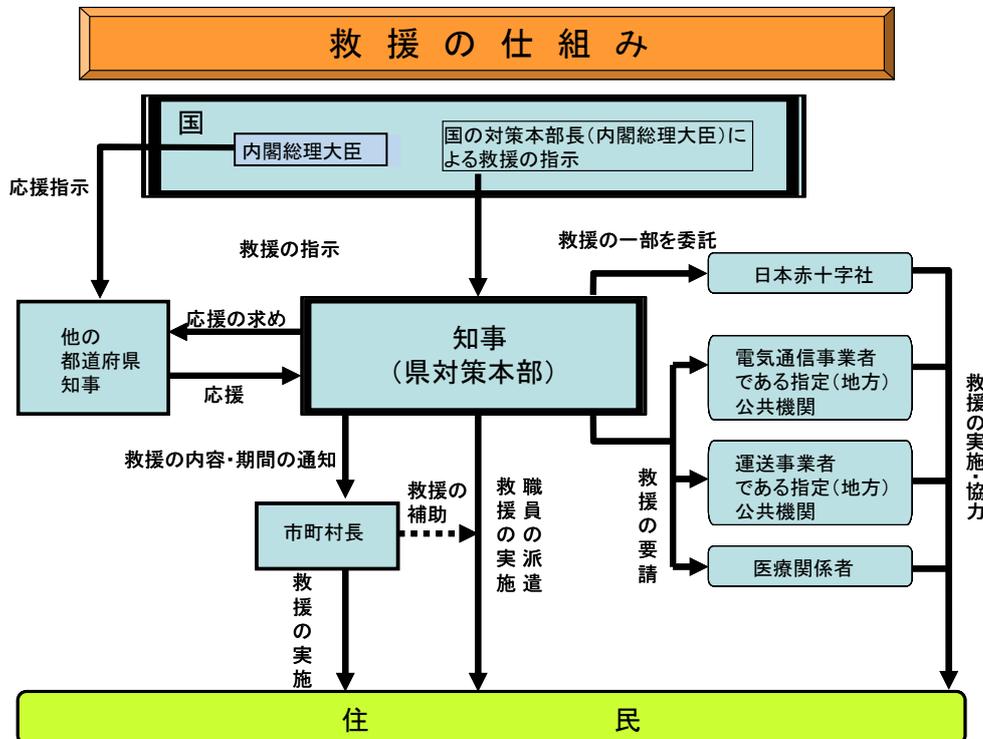
(4) 市町村による救援の実施に係る調整

知事は、あらかじめ調整した役割分担に沿って、市町村長と緊密に連携して救援を行うとともに、市町村長が当該役割に沿って迅速かつ的確に救援を行っていない場合には、当該救援を行うよう指示する。この場合において、知事は、市町村長が行う救援の内容及び当該救援を行う期間を市町村長へ通知する。

(5) 避難所等におけるニーズの把握

県は、避難所等への職員の派遣や富山県総合防災情報システム[※]による情報の収集を行うなど、避難所等のニーズを把握する。

【救援の仕組み】



2 関係機関との連携

(1) 国への要請等 (法第86条、第87条)

知事は、救援を行うに際して、必要と判断した場合は、国に対して支援を求める。この場合において、具体的な支援内容を示して行う。

内閣総理大臣から他の都道府県の救援の実施について応援すべき旨の指示があった場合には、当該都道府県に対して応援を行う。

(2) 他の都道府県知事に対する応援の求め (法第12条)

知事は、救援を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県に応援を求める。この場合において、応援を求める都道府県との間にあらかじめ締結された相互応援協定等があるときは、当該協定等の定める活動の調整や手続に基づき行う。

(3) 市町村との連携 (法第76条)

1(4)において市町村が行うこととされている救援の実施に関する事務以外の事務について、市町村長は知事の行う救援を補助することとされていることから、県は、市町村と密接に連携する。

(4) 日本赤十字社との連携（法第77条）

知事は、救援の措置のうち必要とされる措置又はその応援について、日本赤十字社に委託することができる。この場合には、災害救助法における実務に準じた手続により行う。

(5) 緊急物資の運送の求め等（法第79条）

知事が運送事業者である指定公共機関[※]又は指定地方公共機関[※]に対し、緊急物資[※]の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに係る調整に準じて行う（第3編第4章第2の4の(8)）。

(6) 指定地方公共機関による緊急物資の運送

指定地方公共機関による緊急物資の運送については、同機関による避難住民の運送の実施に準じて行う（第3編第4章第2の4の(9)）。

3 救援の実施における留意事項**(1) 避難所の供与**

県は、避難住民等[※]を収容する施設として、次のとおり避難所を開設する。なお、避難行動要支援者の救援の実施に際し、富山県災害時要援護者支援ガイドライン[※]に基づき、適切に支援を実施できるよう十分配慮する。

① 収容予定者数等の把握

県は、市町村と協力して、避難住民等の人数、世帯数及び高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の数等の把握に努める。

② 避難所の開設

県は、①で把握した情報に基づき、あらかじめ指定した避難施設[※]その他の適切な場所に避難所を開設し、避難住民等を収容する。

また、避難行動要支援者に配慮して、旅館やホテル等を避難所として借上げる等、多様な避難所の確保に努める。

③ 避難所の管理運営

県は、仮設トイレを早期に設置するなど、避難住民等の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるとともに、プライバシーの確保、男女のニーズの違いなど男女双方の視点等に配慮する。

(2) 応急仮設住宅の供与

県は、武力攻撃災害[※]により住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住宅がない者であって、自らの資力では居住する住宅を確保できない者に対し、避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たな被害を受けるおそれなくなった後、次のとおり応急仮設住宅を供与する。

① 計画的供給

県は、応急仮設住宅の供与を希望する者の申請に基づき、市町村と協力して、

要件に該当する者であることを確認したうえで、これらの者に対し、応急仮設住宅を計画的に供給する。

② 構造、規模、費用等の決定等

県は、供与する応急仮設住宅について、「救援の程度及び基準」に従い、必要に応じて国と協議のうえ、適切な構造、規模、費用等を決定し、設計・施工を発注し、必要な工事検査等を行う。

③ 応急仮設住宅の維持管理

県は、応急仮設住宅を設置した場合において、適切な維持管理を行う。

(3) 飲料水及び食品の給与

県は、避難所に収容された者、武力攻撃災害[※]により住家に被害を受けた者及び避難の指示に基づき、又は武力攻撃災害により避難する必要のある者に対して、次のとおり飲料水及び食品の現物を給与する。

① 飲料水の給与

県は、災害時厚生センター活動マニュアルに基づき、市町村の水道事業者の応急給水についての指示及び連絡調整を行うとともに、応急給水用飲料水の衛生指導を行う。また、県営水道について、応急飲料水の確保に努めるほか、消融雪用井戸の予備水源等の活用を図る。

② 食品の給与

ア 県は、市町村と連携し、避難住民の数等を把握し、食品の必要量の見積もりを行う。

イ 県は、アで把握した見積りに基づき、防災における調達方法を参考に、備蓄物資や義援物資を活用し、また、物資の所有者から売渡しを受けるなど、関係機関と連携して必要な物資を調達する。

ウ 県は、アで把握した情報に基づき、調達した物資の適切な配分に努める。

エ 県は、運送事業者である指定公共機関[※]及び指定地方公共機関[※]に物資の運送を要請し、輸送車両に対して、緊急通行車両の証明書を発行するなどして、必要な運送を行う。

オ 県は、市町村と協力して、必要な人員、資材を手配し、炊き出しその他の方法により、避難住民等[※]が直ちに食することができる食品の現物を給与する。

(4) 生活必需品の給与又は貸与

県は、避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により生活に必要な生活必需品を喪失又は損傷し、日常生活を営むことが困難な者に対し、次のとおり生活必需品を給与又は貸与する。

① 県は、市町村と連携し、避難住民の数等を把握し、生活必需品の必要量の見積もりを行う。

② 県は、①で把握した見積りに基づき、防災における調達方法を参考に、備蓄物資や義援物資を活用し、また、物資の所有者から売渡しを受けるなど、関係機関

と連携して必要な物資を調達する。

- ③ 県は、①で把握した情報に基づき、調達した物資の適切な配分に努める。
- ④ 県は、運送事業者である指定公共機関[※]及び指定地方公共機関[※]に物資の運送を要請し、輸送車両に対して、緊急通行車両の証明書を発行するなどして、必要な運送を行う。
- ⑤ 県は、市町村と協力して、必要な人員、資材を手配し、被服、寝具その他生活必需品を給与又は貸与する。

(5) 医療の提供及び助産

県は、避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害[※]により医療及び助産を受けられなくなった者に対し、応急的な処置として、医療の提供を行う。

① 医療救護所の設置

- ア 県は、多数の傷病者が発生している場合や避難住民等[※]に十分な医療が提供できない場合等に、医療救護所を設置する。
- イ 県は、県立中央病院において、医療救護班（医師、看護師、助産師等で構成する救護班）を編成し、医療救護所に派遣する。
- ウ 県は、必要に応じ、地域防災計画[※]に準じ、公的病院や民間医療機関に医療救護班の派遣を要請する。

② 医療機関による医療救護活動

- ア 災害拠点病院（県立中央病院、富山大学附属病院、黒部市民病院、富山市民病院、富山赤十字病院、高岡市民病院、市立砺波総合病院）をはじめとする医療機関は、備蓄医療資材、医薬品等を活用し、地域における医療救護活動に努めるものとする。また、国立病院機構及び日本赤十字社は、国立病院機構病院、日赤病院等において医療救護活動を行うものとする。
- イ 県は、被災地の医療機関の応援要請情報や支援情報を、救急医療情報システムによりリアルタイムに収集・交換することにより、効果的な医療救護活動を確保し、必要に応じ被災地域以外の医療機関等に協力を求める。
- ウ 県は、必要に応じ、国、国立病院機構及び日本赤十字社に被災地・避難先地域[※]以外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請する。

③ 保健師等による健康管理

県は、県が作成した「災害時厚生センター活動マニュアル」、「災害時の保健活動マニュアル」に基づき、保健師等により、避難住民等のニーズに的確に対応した健康管理（保健指導及び栄養指導等）を行う。

④ 医薬品等の供給

県は、地域防災計画に準じ、緊急用医薬品等を速やかに供給する。不足する場合は、医薬品、薬業関係団体の協力を得て調達し、供給する。

(6) 被災者の捜索及び救出

県は、被災情報や安否情報に基づき、関係機関と連携し情報の収集に努めるとともに、武力攻撃災害により、現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者について、県警察、消防機関、自衛隊、管区海上保安本部等の関係機関と連携し、捜索及び救出活動を行う。

(7) 埋葬及び火葬

県は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。また、県警察及び管区海上保安本部等との連携により、身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等に努める。

(8) 電話その他の通信設備の提供

県は、収容施設[※]で保有する電話その他の通信設備等の状況を把握するとともに、電気通信事業者である指定公共機関[※]の協力を得て、避難住民等[※]に対する電話、ファクシミリ、インターネット端末等の通信手段の確保を図る。

(9) 住宅の応急修理

県は、武力攻撃災害[※]により住宅が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をできない者に対し、避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たな被害を受けるおそれなくなった後、居住に必要な最小限度の部分について計画的に応急修理を行う。

(10) 学用品の給与

県は、市町村と連携し、教科書、文房具及び通学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童(特別支援学校の小学部児童を含む。)、中学校生徒(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制及び通信制を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制及び通信制を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。)に対し、被害の実情に応じ、教科書、文房具及び通学用品を給与する。

なお、給与対象となる児童・生徒の数及び品目の把握については、県及び県教育委員会が市町村教育委員会等と協力して各学校を通じて行うものとし、給与についても同様とする。

(11) 死体の捜索及び処理

県は、武力攻撃事態等[※]において死亡者が発生したときは、市町村、県警察、消防、管区海上保安本部等、自衛隊等の関係機関と連携しながら、死体の捜索、処理を実施する。

① 死体の搜索

県は、県警察等と連携し、避難の指示が解除された後又は武力攻撃[※]により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害[※]により、現に行方不明の状態にあり、かつ、既に死亡していると推定される者を搜索する。

② 死体の処理

ア 県は、死体収容・安置施設を開設する。また、搜索により収容された死体をその死体収容・安置施設へ搬送する。

イ 県は、市町村と連携し、また、県警察並びに地元自治会及び町内会等の協力を得て、死体の身元確認と身元引受人の発見に努める。

ウ 県警察は、見分・検視及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった死体を遺族又は関係者に引渡し、身元が確認できない死体を市町村に引渡すものとする。また県は、検案終了後に必要に応じて死体の洗淨、縫合、消毒等の措置を行う。

(12) 住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

県は、避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ自らの資力では、当該障害物を除去することができない者に対して除去を実施する。

4 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項

県は、核攻撃等又は生物剤による攻撃、化学剤による攻撃の場合には、それぞれ、次に掲げる点に留意して医療活動等を実施する。

(1) 核攻撃等の場合の医療活動

① 県は、国から要請があった場合、救護班を編成し、被ばく線量計による管理を行うなどの防護措置を講じた上で、緊急被ばく医療活動を行う。

② 内閣総理大臣により緊急被ばく医療に係る医療チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージ[※]や汚染・被ばくの程度に応じた医療を実施する。

(2) 生物剤による攻撃の場合の医療活動

① 病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者が発生した場合、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）の枠組みに従い、必要に応じて感染症指定医療機関等への患者の移送及び入院措置を行う。また、医療関係者に対してワクチン接種を行うなどの防護措置を講ずる。

② 国からの協力要請に応じて、国等の支援のもとに救護班を編成し、医療活動を行うよう努める。

(3) 化学剤による攻撃の場合の医療活動

国からの協力要請に応じて、国等の支援のもとに救護班を編成し、医療活動を実施する。

5 救援の際の物資の売渡し要請等（法第81条、第82条、第83条、第84条、第85条）**(1) 救援の際の物資の売渡し要請等**

知事は、救援を行うため必要があると認めるときは、国民保護法[※]の規定に基づき、緊急の必要があり、やむを得ない場合にのみ次の措置を講ずることができる。

なお、②～④の措置については、それぞれ公用令書を交付して実施する。

- ① 救援の実施に必要な医薬品等の物資であって、生産、販売、輸送等を業とする者が取り扱う物資（特定物資）について、その所有者に対する当該特定物資の売渡しの要請
- ② 前記の売渡し要請に対し、正当な理由がないにもかかわらずその所有者が応じない場合の特定物資の収用
- ③ 特定物資を確保するための当該特定物資の保管命令
- ④ 収容施設[※]や臨時の医療施設を開設するための土地等の使用（原則土地等の所有者及び占有者の同意が必要）
- ⑤ 特定物資の収用、保管命令、土地等の使用に必要な立入検査
- ⑥ 特定物資の保管を命じた者に対する報告の求め及び保管状況の検査
- ⑦ 医療の要請及び指示

資料編（14-7「公用令書様式」）

(2) 指定行政機関の長等への要請

知事は、県内では当該特定物資が十分に確保することができないような状況で、必要と認めるときは、特定物資の売渡し要請、収用、保管命令に関し、指定行政機関[※]の長又は指定地方行政機関[※]の長に対し要請する。

(3) 医療の要請等に従事する者の安全確保（法第85条）

県は、医師、看護師その他の医療関係者に対し、医療を行うよう要請し、又は医療を行うべきことを指示する場合には、当該医療関係者に当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮する。

第6章 安否情報の収集・提供

県は、安否情報の収集及び提供を行うにあたっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について、必要な事項を以下のとおり定める。

1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集（法第94条）

県は、開設した避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している県が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

(2) 県警察の通知

県警察は、死体の見分、身元確認、遺族等への遺体の引渡し等を行ったときは、県対策本部に通知する。

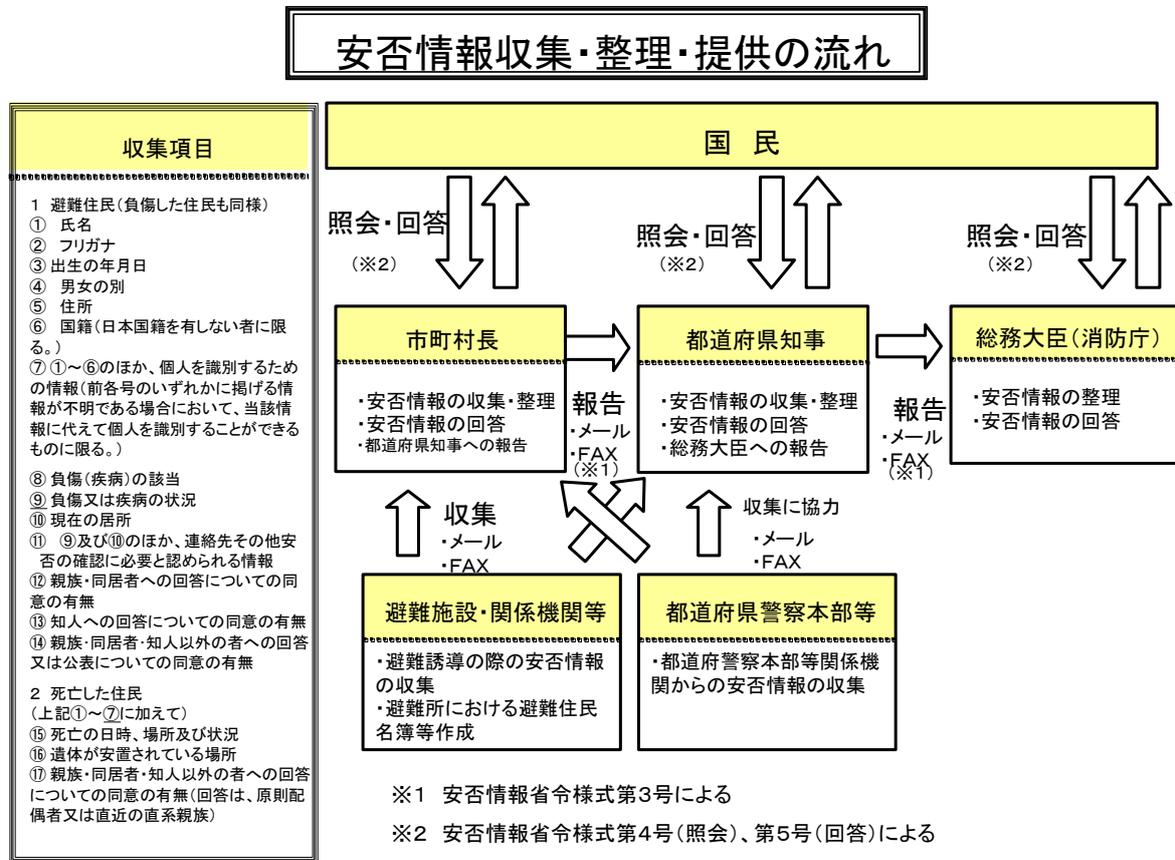
(3) 安否情報収集の協力要請

県は、安否情報を保有する指定公共機関[※]、指定地方公共機関[※]並びに医療機関、諸学校、大規模事業所等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものとし、各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(4) 安否情報の整理

県は、市町村から報告を受けた安否情報及び自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

【安否情報の収集・整理及び提供の流れ】



2 総務大臣に対する報告 (法第94条)

県は、総務大臣(消防庁)への報告にあたっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号の内容を安否情報システムを利用して報告し、事態の状況により安否情報システムが利用できない場合は、電子メールで消防庁に送付する。

ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭、電話その他の方法などで報告を行う。

【様式第3号(前掲)】→資料編(14-1「安否情報報告書様式」)

3 安否情報の照会に対する回答 (法第95条)

(1) 安否情報の照会の受付

- ① 県は、安否情報の照会窓口、電話及びファクシミリ番号、メールアドレスについて、県対策本部を設置後直ちに住民に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として県対策本部に設置する照会窓口にて、安否情報省令に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、メールなどでの照会も受け付ける。

【様式第4号】 → 資料編（14-2「安否情報照会書様式」）

(2) 安否情報の回答

- ① 県は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害^{*}により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- ② 県は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。
- ③ 県は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

【様式第5号】 → 資料編（14-3「安否情報回答書様式」）

(3) 個人の情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答にあたっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力（法第96条）

県は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。また、市町村も同様に対応するものとする。

当該安否情報の提供にあたっては、3(2)及び(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

5 市町村による安否情報の収集及び提供の基準（法第94条）

(1) 市町村による安否情報の収集

市町村による安否情報の収集は、避難住民の誘導の際に、避難住民等^{*}から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等市町村が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により行うものとする。

また、市町村は、あらかじめ把握してある医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を求めるものとする。

(2) 市町村による安否情報の報告及び照会に対する回答

市町村による安否情報の県への報告や照会に対する回答は、県に準じて行うものとする。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

県は、武力攻撃災害への対処を行うにあたり、その基本的な考え方を以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処 (法第97条)

知事は、国の対策本部長[※]から武力攻撃災害[※]への対処について、所要の指示があったときは、当該指示の内容に沿って、必要な措置を講ずるほか、自らの判断により、武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

2 国の対策本部長への措置要請

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃[※]により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃[※]による災害が発生し、国民保護措置[※]を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、知事が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、国の対策本部長に対し、必要な措置の実施を要請する。

3 対処にあたる職員の安全の確保

県は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

4 武力攻撃災害の兆候の通報 (法第98条)

知事は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防等の損壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者からの直接の通報又は市町村長、消防吏員等からの当該兆候の通知を受けたときは、県警察の協力を得つつ、当該兆候について事実関係の確認を行い、必要があると認めるときは、適時に、消防庁を通じて、国の対策本部長に通知する。また、兆候の性質により、必要な関係機関に対し通知する。

第2 国民生活に関わる重要施設の安全確保

県は、生活関連等施設の安全確保に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保（法第102条）

(1) 生活関連等施設の状況の把握

県は、県対策本部を設置した場合においては、関係機関及び生活関連等施設[※]の管理者との連絡体制を確保する。

県は、県内の生活関連等施設について、警報、避難措置の指示の内容その他の情報を踏まえて、当該施設の安全に関連する情報、各施設における対応状況等について、当該施設の管理者、所管省庁、県警察、伏木海上保安部と連携して、必要な情報の収集を行うとともに、関係機関で当該情報を共有する。

さらに、国が定める安全確保の留意点に基づき、所要の措置が講じられているか否かについて確認をする。

(2) 施設管理者に対する措置の要請

知事は、情報収集の結果に基づき、武力攻撃災害[※]の発生又はその拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、関係機関の意見を聴いて、当該施設の管理者に対して安全確保のために必要な措置（施設の巡回の実施、警備員の増員、警察との連絡体制の強化等による警備の強化、防災体制の充実等）を講ずるよう要請する。この場合において、安全確保のために必要な措置を的確かつ安全に実施するために必要な情報を、施設の管理者に対し随時十分に提供すること等により、当該管理者及びその他当該施設に従事する者等の安全の確保に十分配慮する。

県警察は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 県が管理する施設の安全の確保

知事は、県が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、知事は、県警察、消防機関その他の行政機関に対し、必要に応じ、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の県が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

(4) 立入制限区域の指定の要請

知事は、安全確保のため必要があると認めるときは、県公安委員会又は伏木海上保安部長に対し、立入制限区域の指定を要請する。

この場合において、ダム、大規模な危険物質等[※]取扱所等については、速やかに

要請するものとし、発電所、駅、空港等については、情勢により施設が何らかの攻撃を受ける可能性がある判断される場合など危険が切迫している場合において、速やかに要請する。

また、県公安委員会は、知事から要請があったとき、又は事態に照らして特に必要があると認めるときは、生活関連等施設[※]の敷地及びその周辺の区域を立入制限区域として指定する。この場合において、県公安委員会は、その旨を速やかに当該施設の管理者に通知するとともに、県の公報への掲載、報道発表等により、住民に周知させるものとする。

なお、伏木海上保安部長も同様に立入制限区域を指定することができ、その場合、現場において同様の措置をとることとされている。

(5) 国の対策本部との緊密な連携

知事は、武力攻撃災害[※]が著しく大規模である場合やその性質が特殊であるような場合においては、消防庁を通じて、国の対策本部長[※]に対して、必要な措置の実施を要請する。

このため、知事は、県警察等と連携しながら、武力攻撃災害の状況を見極めつつ、講じている措置の内容、今後必要と考えられる措置、国において講ずべき措置等の情報を迅速に把握する。

(6) 国の方針に基づく措置の実施

生活関連等施設の安全確保のために国全体として万全の措置を講ずべきであるとして、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して措置を講ずることとした場合には、知事は、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁の活動内容について、消防庁を通じて国の対策本部から必要な情報を入手するとともに、当該方針を踏まえつつ、国と連携して、周辺住民の避難等の措置を講ずる。

この場合において、措置を行っている現場における各機関の活動の調整が円滑に行われるよう、その内容を関係機関に速やかに伝達する。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除 (法第 103 条)

(1) 危険物質等に関する措置命令

知事は、既存の法令に基づく規制措置を講ずるほか、緊急に必要があると認めるときは、当該措置に加えて、危険物質等[※]の取扱者に対し、次の①から③の措置を講ずべきことを命ずる。

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

【既存の法令に基づく措置と①から③の措置との対応関係】

→ 資料編 (9-1 「危険物質等の種類及び都道府県知事が命ずることのできる措置一覧」)

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

知事は、危険物質等[※]の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求めるほか、(1)の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

3 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止 (法第104条)

県は、石油コンビナート等に係る武力攻撃災害[※]の対処については、石油コンビナート等災害防止法[※]の規定が適用されることから、同法に定める措置を行うことを基本とし、富山県石油コンビナート等防災計画[※]に基づき情報収集連絡体制の確立、石油コンビナート等現地防災本部の設置等必要な体制を確保する。

また、石油コンビナート等は危険物質等の取扱所として生活関連等施設[※]に該当することから、石油コンビナート等災害防止法に基づく対処に加えて、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講ずる。

第3 NBC攻撃による災害及び武力攻撃原子力災害への対処

県は、NBC攻撃による災害及び武力攻撃原子力災害に対処するため、必要な事項について、以下のとおり定める。

1 NBC攻撃による災害への対処（法第107条）

県は、NBC攻撃[※]による汚染が生じた場合の対処について、対処基本方針[※]を踏まえた対応を行うことを基本とし、それに加えて、特に、対処の現場における初動的な応急措置[※]を以下のとおり講ずる。

(1) 応急措置の実施

知事は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、応急措置として、緊急通報[※]を発令するとともに、退避を指示する。また、NBC攻撃による汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

県警察は、職員の安全を図るための措置を講じた上で、関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等のための活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

知事は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、消防庁を通じて国の対策本部から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。この場合において、汚染拡大防止を迅速に行うため、市町村、消防機関、県警察に必要な協力を要請する。

(3) 関係機関との連携

知事は、県対策本部において、攻撃による被害の情報や必要となる物的・人的資源について、市町村、消防機関及び県警察からの情報などを集約して、国に対して必要となる支援の内容を整理し、迅速な支援要請を行う。

この場合において、県は、県対策本部に派遣されている国の職員や自衛隊の連絡員を通じて、円滑な調整を図るとともに、汚染物質に関する情報を、厚生センターを通じて富山県衛生研究所、医療機関等と共有する。

また、精神科医等の専門家の協力を得て、被災者の心のケアの問題に対応するよう努める。

(4) 汚染原因に応じた対応

県は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

また、放射性降下物等により汚染された農作物等による健康被害を防止するため、国と連携しつつ、汚染食料品の流通や摂取が行われないよう、流通事業者等を指導するとともに、住民に注意を呼びかけるほか、生活の用に供する水がNBC攻撃※により汚染された場合には、必要に応じ、その水の管理者に対し、給水の制限等の措置を講ずるよう命ずる。

① 核攻撃等（ダーティボム※を含む）の場合

県は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を直ちに報告する。

また、措置にあたる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

② 生物剤による攻撃の場合

県は、措置にあたる要員に防護服を着用させるとともに、必要に応じ、ワクチン接種を行わせる。

県は、感染症法の枠組みに従い、患者の移送を行うとともに、国の指示の下で、汚染範囲の把握及び感染源を特定し、厚生センターにおいては、関係機関と連携して消毒等の措置を行う。また、富山県衛生研究所は、平素から構築した連携体制を活用しつつ、適切な措置を講じる。

③ 化学剤による攻撃の場合

県は、措置にあたる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染※等に資する情報収集を行う。

(5) 汚染の拡大を防止するための措置（法第108、第109条）

内閣総理大臣の要請を受けた知事及び同知事の要請を受けた県警察本部長は、汚染の拡大を防止するため、措置の実施にあたり、関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる措置を講ずる。

	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

2 武力攻撃原子力災害への対処（法第105条）

県は、原子力事業所が武力攻撃災害を受けた場合における周囲への影響にかんがみ、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 富山県地域防災計画（原子力災害編）等に準じた措置の実施

県は、国民保護法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、原則として、富山県地域防災計画（原子力災害編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(2) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等

- ① 知事は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力事業所から受けたとき又は内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に起因する場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣。以下同じ。）から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、周辺市町村及び指定地方公共機関に連絡する。
- ② 知事は、モニタリングポストによる把握及び消防・警察機関等による連絡により、放射性物質の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者並びに内閣総理大臣及び原子力規制委員会より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者はその内容を確認するとともに、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会に通報するとともに、その受信確認を行う。
- ③ 知事は、国の対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、その通知を受けた場合には、警報の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。
- ④ 知事は、国の対策本部長の指示に基づき、応急対策を行うとともに、必要に応じ、市町村長に対して、所要の応急対策を講ずべき旨の指示を行う。

(3) モニタリングの実施

県は、モニタリングの実施について、状況に応じ、富山県地域防災計画（原子力災害編）の定め例により行うものとする。

(4) 住民の避難等の措置

- ① 知事は、国の対策本部長による警報の発令や避難措置の指示が行われた場合には、当該指示等の内容を踏まえて、住民に対して避難を指示する。
この場合において、「屋内避難」や「移動による避難」の実施の時期や範囲については、国の対策本部における専門的な分析や判断を踏まえた避難措置の指示に基づいて、適切に行う。
- ② 知事は、原子力事業者からの通報内容、モニタリング結果等を勘案し、事態の状況により避難措置の指示を待ついとまがない場合は、その判断により、緊急通報を発令し、避難の指示などの応急措置を講ずる。

- ③ 県は、住民の避難について、状況に応じ、富山県地域防災計画（原子力災害編）の定め例により行うものとする。

(5) 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携

- ① 県は、国の現地対策本部長が主導的に運営する「武力攻撃原子力災害合同対策協議会」に職員を派遣するなど、同協議会と必要な連携を図る。
- ② 県は、武力攻撃原子力災害合同対策協議会において、モニタリング結果、医療関係情報、住民の避難及び避難の状況の報告等必要な情報提供を行うとともに、国の対処方針や被害状況、応急措置の実施状況等の情報を共有し、応急対策等について必要な調整を実施するとともに、現地に派遣された専門家等から必要な助言を受ける。

(6) 国への措置命令の要請等

知事は、住民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、関係する指定行政機関の長に対して、必要な措置を講ずべきことを命令するよう要請する。

(7) 安定ヨウ素剤の服用

武力攻撃原子力災害の発生により放射性ヨウ素の放出もしくはその可能性がある場合、県は、安定ヨウ素剤の予防服用の実施等については、富山県地域防災計画（原子力災害編）の定め例により行うものとする。

(8) スクリーニング及び除染の実施

県は、避難の際の住民等に対するスクリーニング及び除染の実施については、富山県地域防災計画（原子力災害編）の定め例により行うものとする。

(9) 飲食物の摂取制限等

県は、飲食物の摂取制限等の措置については、富山県地域防災計画（原子力災害編）の定め例により行うものとする。

(10) 要員の安全の確保

県は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、武力攻撃原子力災害合同対策協議会等において積極的な情報収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全対策に配慮する。

第4 応急措置等

県は、武力攻撃災害が発生した場合において、緊急の必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことから、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示 (法第112条)

(1) 退避の指示

知事は、武力攻撃災害[※]が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急の必要があると認めるときは、退避の指示を行う。この場合において必要があると認めるときは、退避先を指示する。

【退避の指示(例)】

- ・ 「△△市〇〇町×丁目、××市△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、屋内に一時退避すること。
- ・ 「△△市〇〇町×丁目、××市△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△(一時)避難場所へ退避すること。

(2) 退避の指示の留意事項

住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ① NBC攻撃[※]と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- ② 敵のゲリラ[※]や特殊部隊[※]が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(3) 退避の指示に伴う措置

- ① 県は、退避の指示の住民への伝達を広報車等により速やかに実施するものとし、退避の必要がなくなったときは、広報車、立看板等住民が十分に了知できる方法でその旨を公表する。
- ② 県は、退避の指示をした場合は、退避を要する地域を管轄する市町村長、その他関係機関に速やかに通知する。
- ③ 当該通知を受けた県警察は、交通規制など必要な措置を講ずる。
- ④ 県は、退避の指示を行った場合は、国の対策本部長[※]による住民の避難に関する措置が適切に講じられるよう、消防庁を通じて国の対策本部長に連絡する。

(4) 警察官による退避の指示

警察官は、市町村長若しくは知事による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、必要と認める地域の住民に対し、退避の指示をすることができる。

2 警戒区域の設定（法第114条）**(1) 警戒区域の設定**

知事は、武力攻撃災害^{*}が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、被災情報等から判断し、緊急の必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域の設定方法等

知事は、警戒区域の設定について、以下の方法等により行う。

- ① 警戒区域の設定にあたっては、ロープ、標示板等で区域を明示するものとする。
- ② 警戒区域を設定したとき、又は警戒区域の設定を変更し、若しくは解除をした場合は、広報車等を活用し、住民に広報、周知するものとする。
- ③ 警戒区域内には、必要と認める場所に職員を配置し、車両及び住民が立ち入らないように必要な措置をとるものとする。

(3) 警戒区域設定に伴う措置

- ① 知事は、警戒区域の設定をした場合は、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。当該措置を講じたときは、直ちに市町村長に通知する。
- ② 当該通知を受けた県警察は、交通規制などの必要な措置を講ずる。
- ③ 知事は、警戒区域の設定をした場合は、国の対策本部長^{*}の住民の避難に関する措置が適切に講じられるように、消防庁を通じて国の対策本部長に連絡する。

(4) 警察官等による警戒区域の設定等

- ① 警察官は、市町村長若しくは知事による警戒区域の設定を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、警戒区域の設定を行う。
- ② 知事は、必要があると認めるときは、海上保安官に対し、海上における警戒区域の設定を要請する。

3 事前措置（法第111条）**(1) 知事の事前措置**

知事は、武力攻撃災害の拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、

武力攻撃災害[※]を拡大させるおそれがある設備や物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該設備等の除去、保安、使用の停止等の措置を行うことを指示することができる。

この場合、知事は、直ちにその旨を市町村長に通知する。

(2) 警察署長による事前措置

警察署長は、知事又は市町村長から要請があったときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがある設備や物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該設備等の除去、保安、使用の停止等の措置を行うことを指示することができる。

この場合、警察署長は、直ちにその旨を市町村長に通知する。

4 応急公用負担等 (法第113条)

知事は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

5 消防に関する措置等 (法第113条)

(1) 消防に関する措置等

① 消防機関との連携

消防機関が武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため、円滑に消火・救急・救助等の活動を行うことができるよう、県は、消防機関と緊密な連携を図る。

② 県警察による被災者の救助等

県警察は、把握した被害状況に基づき、迅速に機動隊等を出動させ、消防機関との連携の下に救助活動を行う。大規模な被害の場合は、県公安委員会は、必要に応じ、警察庁又は他の都道府県警察に対する警察災害派遣隊の派遣要求及び連絡等の措置を実施する。

(2) 消防等に関する指示 (法第117条～法121条)

① 市町村長に対する指示

知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、市町村長若しくは消防長又は水防管理者に対し、所要の武力攻撃災害の防御に関する措置を講ずべきことを指示することができる。

この場合において、知事は、その対処にあたる職員の安全の確保に関し十分配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講ずる。

また、知事は、武力攻撃災害[※]を防御するための消防に関する措置の指示を消防庁長官から受けた場合は、武力攻撃災害の発生した市町村との連絡及び市町村相互間の連絡調整を図るほか、市町村長若しくは消防長又は水防管理者に対して指示を行う。

② 消防庁長官に対する消防の応援等の要請

知事は、県内の消防力のみをもってしては対処できない場合、消防庁長官に消防の応援（緊急消防援助隊[※]を含む）等の要請を行う。

③ 消防庁長官から被災都道府県に対する消防の応援等の指示を受けた場合の対応

知事は、本県が被災していない場合において、消防庁長官から被災都道府県に対する消防の応援等の指示を受けたときは、必要に応じ、自ら県内の市町村長に対し、消防機関の職員の応援出動等の措置を講ずべきことを指示する。

第8章 被災情報の収集及び報告

県は、被災情報を収集するとともに、国の対策本部長に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告にあたり必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 被災情報の収集及び報告（法第126条、第127条）

- ① 県は、電話、防災行政無線[※]をはじめ、富山県総合防災情報システム[※]、ヘリコプターテレビ電送システム[※]、衛星携帯電話[※]等の手段により、武力攻撃災害[※]が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。

県警察は、交番、駐在所、パトカー等の勤務員を情報収集にあたらせるほか、ヘリコプターテレビ電送システム、交通監視カメラ等その保有する手段を活用して情報の収集を行う。

- ② 県は、被災情報の収集にあたっては、市町村に対し、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号消防庁長官通知）に基づき報告を求める。

- ③ 県は、自ら収集（現地への職員派遣を含む）し、又は市町村及び指定地方公共機関[※]から報告を受けた被災情報の第一報については、火災・災害等即報要領に基づき、電子メール、ファクシミリ等により直ちに消防庁に報告する。

- ④ 県は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、市町村に報告を求めることとし、収集した情報について被災情報の報告様式に従い、電子メール、ファクシミリ等により消防庁が指定する時間に報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、知事が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、消防庁に報告する。

【被災情報の報告様式（前掲）】→資料編（14-5「被災情報報告書様式」）

- ⑤ 県警察は、収集した情報を県対策本部に連絡するとともに警察庁及び中部管区警察局に速やかに連絡する。

(2) 市町村及び指定地方公共機関による被災情報の報告等（法第126条、第127条）

市町村は、火災・災害等即報要領に基づき被災情報の第一報を県に報告するものとし、その後は随時、県が消防庁に報告を行う方法に準じて、県に被災情報を報告するものとする。

指定地方公共機関[※]は、その管理する施設及び設備に関するもの並びにその業務として行う国民保護措置[※]に関するものの被災情報を収集するよう努めるとともに、各機関が保有する情報通信手段により、当該被災情報を県に速やかに報告するものとする。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

県は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うため、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

県は、避難先地域[※]における避難住民等[※]についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画[※]、災害時厚生センター活動マニュアルに準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

県は、避難先地域に対して、医師等保健医療関係者からなる巡回保健班を派遣し、健康相談、指導等を実施するとともに、健康相談等窓口を設置するなど、当該地域の衛生状況の保全、避難住民等の健康状態の把握、健康障害の予防等を行う。また、被災地域が広域となる場合、市町村、厚生労働省と連携し、他市町村、他県からの応援を要請する。

この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

避難が長期化する場合は、特に被災者の心のケアやエコノミークラス症候群[※]の予防に留意する。

また、在宅人工呼吸器装着者や人工透析等の治療を受けている患者の受療状況を把握し、必要に応じて、市町村、消防署、電力会社等の関係機関と連携し、生命保持に努める。

(2) 防疫対策

県は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を講ずる。

感染症発生動向調査システムにより、県内の感染症発生状況等を把握するとともに、第一種、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関の状況を把握する。

(3) 食品衛生確保対策

県は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、食品衛生関係団体と連携し、また、食品衛生指導班等を編成して、飲料水、食品等の衛生確保のための措置を講ずる。

(4) 栄養指導対策

県は、避難先地域の住民の健康維持のために、栄養士会等の関係団体と連携し

て栄養管理、栄養相談及び指導を行う。

(5) 動物関係対策

飼育者や住民から逸走通報の受付を行い、動物の保護を行う。

また、避難所及び仮設住宅における動物の飼育者への支援を行うとともに、一時的に飼えなくなった動物及び迷子動物の一時預かりを行うため、県関係機関、市町村に協力を要請する。

2 廃棄物の処理 (法第124条)

(1) 廃棄物処理の特例

- ① 県は、環境大臣が指定する特例地域においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。この場合において、環境省と連携するとともに、関係市町村に対し情報提供を行う。
- ② 県は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。
- ③ 県は、平素から既存の許可業者による廃棄物処理能力を把握し、武力攻撃災害^{*}時に予想される大量の廃棄物を処理するにあたり委託可能な特例業者の把握に努める。

(2) 廃棄物処理対策

県は、地域防災計画^{*}の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」（平成26年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成）等を参考としつつ、廃棄物処理が円滑を行える体制をとる。

- ① 県は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、市町村からの要求に基づき、各市町村及び関係団体に広域的な応援を求め、必要な支援活動の調整を行う。
- ② 県は、被害状況から判断して県内での広域的な応援による処理が困難と見込まれる場合は、国の協力を得つつ、被災していない他の都道府県に対し、応援を求める。

資料編（10-1「ごみ処理施設一覧」）

3 文化財の保護 (法第125条)

(1) 重要文化財等に関する命令又は勧告の告知等

- ① 県教育委員会は、県の区域に存する重要文化財等（重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物をいう。）に関し、文化庁長官が武力攻撃災害による重要文化財等の被害を防止するため命令又は勧告を行う場合には、所定の手続に従って、速やかに所有者等に対し当該命令又は勧告を告知する。
- ② また、当該命令又は勧告に従って必要な措置を講じようとする重要文化財等の所有者から、県教育委員会に対し、文化庁長官に対する支援の求めがあった場合には、速やかに、その旨を文化庁長官に対し連絡する。

(2) 国宝等の被害を防止するための措置の施行

- ① 県教育委員会は、文化庁長官から、所定の手続に従って、国宝等（国宝又は特別史跡名勝天然記念物をいう。）の被害を防止するための措置の施行の全部又は一部の委託を受けた場合には、速やかに当該措置の施行にあたる。
- ② この場合において、県教育委員会は、当該教育委員会の職員のうちから、当該措置の施行及び当該国宝等の管理の責任者を定めるとともに、当該者は、当該措置の施行にあたる時は、その身分を証明する証票（国民保護法^{*}第 125 条第 6 項において準用する文化財保護法第 39 条による証票）を携帯し、関係者の請求があったときは、これを示し、かつ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

第10章 交通規制 (法第155条)

県警察は、武力攻撃事態等において、住民の避難、緊急物資の運送その他の措置が的確かつ迅速に実施されるよう、必要な交通規制を行うこととし、交通規制の実施にあたり必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 交通状況の把握

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

(2) 交通規制の実施

県警察は、武力攻撃事態等[※]において、国民保護措置[※]が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し又は制限するなど、緊急交通路の確保にあたる。

緊急交通路の確保にあたっては、人命の安全、被害の拡大防止、国民保護措置の的確かつ円滑な実施等に配慮して行う。また、武力攻撃事態等に係る地域への流入車両等を抑制する必要があるときは、当該地域周辺の県警察とともに、周辺地域を含めた広域的な交通規制を行う。

なお、交通規制を行うに際しては、国の対策本部長により道路の利用指針が定められた場合は、その利用指針を踏まえ、適切に行う。

(3) 緊急通行車両の確認

緊急通行車両については、消防庁、警察庁等関係省庁による通知に定めるところにより、被災状況や応急対策の状況に応じ、知事又は県公安委員会が確認を行う。

(4) 交通規制等の周知徹底

県警察及び道路管理者である県は、交通規制や道路の通行禁止措置等を行ったときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他の必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図る。

(5) 緊急交通路確保のための権限等

① 交通管制施設の活用

県警察は、効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設を活用する。

② 放置車両の撤去等

県警察は、緊急交通路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。

③ 運転者等に対する措置命令

県警察は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者

等に対し車両移動等の措置命令を行う。

④ 障害物の除去

県警察は、緊急交通路の障害物の除去について道路管理者、消防機関及び自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置をとる。

(6) 関係機関等との連携

県警察は、交通規制にあたっては、関係機関との密接な連携を確保する。

第11章 国民生活の安定に関する措置

県は、武力攻撃事態等において、生活関連物資等が不足することも想定されるため、国と連携しつつ、適切な措置を講じ、物価の安定等を図ることから、国民生活の安定に関する措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定 (法第129条)

- (1) 県は、武力攻撃事態等[※]において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するため、次に掲げる措置を行う。
- ① 生活関連物資等の価格の高騰、買占め及び売惜しみの防止のための調査や監視を行い、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請等を実施する。
 - ② 生活関連物資等の需給・価格動向について、物価情報ネットワーク等を活用しつつ、必要な情報共有に努めるとともに、国民への情報提供や相談窓口を設置する。
- (2) 県は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときには、関係法令に基づき、次に掲げる措置を実施する。
- ① 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（以下「買占め等防止法」という。）に係る措置

県は、国が買占め等防止法第2条第1項に基づき、政令で特別の調査を要する物資（以下「特定物資」という。）を指定した場合は、県内のみに事務所等を有し特定物資を生産、輸入又は販売する事業者（小売業者を除く）及び県内に事務所等を有し特定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を講ずる。

 - ア 特定物資について、その価格の動向及び需給の状況に関する必要な調査（買占め等防止法第3条）
 - イ 特定物資の生産、輸入又は販売の事業者が買占め又は売惜しみにより多量に当該特定物資を保有していると認められる場合の当該事業者に対する当該特定物資の売渡しの指示（買占め等防止法第4条第1項）
 - ウ 売渡しの指示に従わなかった場合についての事業者に対する売渡しの命令（買占め等防止法第4条第2項）
 - エ 売渡しの命令を実施したことによる事業者同士の協議が実施できない場合の裁定及びその結果通知（買占め等防止法第4条第4項及び第5項）
 - オ 売渡しの指示及び命令に係る事業者に対する報告命令、立入検査及び質問（買占め等防止法第5条第1項及び第2項）
 - ② 国民生活安定緊急措置法に係る措置

県は、国が国民生活安定緊急措置法第3条第1項に基づき、政令で特に価格

の安定を図るべき物資（以下「指定物資」という。）を指定した場合は、県内
のみに事業場を有し指定物資を販売する事業者（小売業者を除く）及び県内に
事業場を有し指定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を講ずる。

- ア 指定物資について、その定められた標準価格又は販売価格の表示の指示及
び指示に従わない小売業者の公表（国民生活安定緊急措置法第6条第2項
及び第3項）
- イ 指定物資を規定する価格を超えた価格で販売している事業者に対しての規
定する価格以下の価格で販売すべきことの指示及び正当な理由なく従わな
かった者の公表（国民生活安定緊急措置法第7条）
- ウ ア及びイの措置に必要な限度における、指定物資を販売する事業者に対す
る業務若しくは経理の状況報告、事業場への立入検査、関係者への質問（国
民生活安定緊急措置法第30条第1項）

③ 物価統制令に係る措置

県は、国が物価統制令第4条及び第7条並びに物価統制令施行令第2条に基
づき、告示で物資及び役務についての統制額を指定した場合は、ア及びイの措
置を講ずる。

- ア 統制額を超える契約等に対する例外許可（物価統制令第3条第1項但書）
- イ 履行中の契約の変更等に関して別段の定めを設けること及び統制額を超え
る価格とすることの許可（物価統制令第8条ノ2但書）

また、必要があると認められるときは、物価に関する報告の徴収、帳簿の作
成命令を行うとともに、必要な場所へ臨検し業務の状況若しくは帳簿書類等の
検査を実施する。（物価統制令第30条第1項）

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

県及び県教育委員会は、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないよう
にするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、奨学金の
貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助を行うとともに、避難
住民等^{*}が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関
と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等（法第162条）

県は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、県税
に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに県
税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

(3) 就労状況の把握と雇用の確保

県は、富山労働局と連携し、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに、厚生

労働省の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、その避難住民等[※]、被災地域等の実情に応じた雇用確保等に努める。

(4) 生活再建資金の融資等

県は、武力攻撃災害[※]により住居・家財及び事業所等に被害を受けた者が、自力で生活の再建をするにあたり必要となる資金については、自然災害時の制度等に準じ、被災状況に応じた制度の実施等の対応を行うとともに、その円滑な実施を目的に総合的な相談窓口を開設し、当該総合窓口を中心に被災者、事業者等に応じた対応を実施する。

3 生活基盤等の確保 (法第134～137条)

(1) 県による生活基盤等の確保

- ① 水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県は、消毒その他衛生上の措置、水源汚染に伴う送水停止等、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。
- ② 河川管理施設、道路、港湾及び空港の管理者である県は、当該施設の機能が十分に発揮されるよう、施設の状況確認、安全の確保等を行い、河川管理施設、道路、港湾及び空港を適切に管理する。

(2) 指定地方公共機関等による生活基盤等の確保

- ① ガス事業者である指定地方公共機関[※]は、それぞれの国民保護業務計画[※]で定めるところにより、関係職員の参集、ガスの供給支障の予防に必要な措置、関係機関との連絡体制の確立等、ガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずることとする。
- ② 水道事業者及び工業用水道事業者である市町村は、それぞれの国民保護計画[※]で定めるところにより、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずることとする。
- ③ 運送事業者である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、施設の状況確認、旅客施設における案内放送、旅客誘導等による秩序の維持等、旅客及び貨物の運送を確保するために必要な措置を講ずることとする。
- ④ 医療関係機関である指定地方公共機関は、国民保護業務計画に定めるところにより、医療を確保するため必要な措置を講ずることとする。
- ⑤ 河川管理施設、道路の管理者である指定地方公共機関は、国民保護業務計画に定めるところにより、河川管理施設、道路を適切に管理することとする。

第12章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理

県は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する赤十字標章等及び特殊標章等を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護法で規定される赤十字標章等及び特殊標章等

(1) 赤十字標章等（法第157条）

① 標章

第一追加議定書（1949年8月12日のジュネーヴ諸条約[※]の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I））第8条（1）に規定される特殊標章[※]（白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽から成る。）。

（注）ただし、赤のライオン及び太陽の標章は、いずれの国も1980年以降使用していない。また、赤新月の標章は、イスラム教国において使用されるものである。

② 信号

第一追加議定書第8条（m）に規定される特殊信号（医療組織又は医療用輸送手段の識別のための信号又は通報。）。

③ 身分証明書

第一追加議定書第18条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり。）。

④ 識別対象

医療関係者、医療機関、医療のために使用される場所及び医療用輸送手段等。



（白地に赤十字）

<small>（この証明書を交付等する許可権者の名を記載するための余白）</small>	
身分証明書 IDENTITY CARD	
自衛隊の衛生要員等以外の 常時の 医療関係者用 for PERMANENT 臨時の for TEMPORARY civilian medical personnel	
氏名/Name -----	
生年月日/Date of birth -----	
<small>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</small>	
交付等の年月日/Date of issue -----	証明書番号/No. of card -----
許可権者の署名/Signature of issuing authority -----	
有効期間の満了日/Date of expiry -----	

身長/Height -----	眼の色/Eyes -----	頭髪の色/Hair -----
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type ----- ----- -----		
所持者の写真 PHOTO OF HOLDER		
印/Stamp -----	所持者の署名/Signature of holder -----	

（自衛隊の衛生要員等以外の医療関係者用の身分証明書のひな型）

(2) 特殊標章等 (法第158条)

① 特殊標章

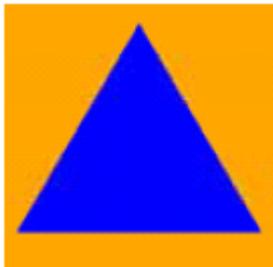
第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章※ (オレンジ色地に青の正三角形)。

② 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書 (様式のひな型は下記のとおり)。

③ 識別対象

国民保護関係者、保護のために使用される場所等。



(オレンジ色地に青の正三角形)

(この証明書を交付等する許可権者の名を記載するための余白)	
	
身分証明書 IDENTITY CARD	
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel	
氏名/Name _____	
生年月日/Date of birth _____	
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書1)によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as	
交付等の年月日/Date of issue _____	証明書番号/No. of card _____
許可権者の署名/Signature of issuing authority	
有効期間の満了日/Date of expiry _____	

身長/Height _____	目の色/Eyes _____	髪の色/Hair _____
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:		
指紋型/Fingerprint _____		

所持者の写真 PHOTO OF HOLDER		
印刷/Stamp		所持者の署名/Signature of holder

(国民保護措置に係る職務等を行う者用の身分証明書のひな型)

2 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理

(1) 赤十字標章等の交付及び管理

① 知事は、国の定める赤十字標章※等の交付等に関する基準・手続等に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、以下に示す医療関係者等に対し、赤十字標章等を交付及び使用させる。

ア 避難住民等※の救援を行う医療機関又は医療関係者

イ 避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関又は医療関係者 (ア及びイに掲げる者の委託により医療に係る業務を行うものを含む)

② 知事は、以下に示す医療機関等から赤十字標章等の使用に係る申請を受けた場合は、交付要綱の規定に基づき、赤十字標章等の使用を許可する。

ア 医療機関である指定地方公共機関※

イ 区域内で医療を行うその他の医療機関又は医療関係者

(2) 特殊標章等の交付及び管理

- ① 知事又は県警察本部長は、国の定める特殊標章[※]等の交付等に関する基準・手続等に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。
- ア 知事
- ・ 国民保護措置[※]に係る職務を行う県の職員
 - ・ 知事の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - ・ 知事が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- イ 県警察本部長
- ・ 国民保護措置に係る職務を行う県警察の職員
 - ・ 県警察本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - ・ 県警察本部長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- ② 知事は、指定地方公共機関[※]から特殊標章等の使用に係る申請を受けた場合は、交付要綱の規定にもとづき、特殊標章等の使用を許可する。

3 赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発

県は、国、日本赤十字社及びその他関係機関と協力しつつ、ジュネーヴ諸条約[※]及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等[※]における標章等の使用の意義及びそれを使用するにあたっての濫用防止のための規定等について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。